

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律
(公営企業に係る部分) の施行に関する取扱いについて

昭和27年9月29日自乙発第245号

改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号
昭和28年12月 2日自乙発第885号
昭和29年 8月21日自乙発第 68 号
昭和35年 6月14日自乙発第 1 号
昭和36年 6月29日自乙発第 2 号
昭和38年11月28日自乙発第 7 号
昭和40年 1月16日自治企一第 4 号
昭和41年 7月 5日自治企一第105号
昭和42年 2月 8日自治企一第 19 号
昭和44年10月21日自治企一第 80 号
昭和45年10月15日自治企一第 80 号
昭和51年11月26日自治企一第169号
昭和58年 1月17日自治企一第 2 号
昭和61年 5月30日自治企一第62号
平成元年 7月12日自治企一第78号
平成3年 4月 2日自治企一第37号
平成7年 6月15日自治企一第55号
平成10年10月 5日自治企一第88号
平成21年 4月 1日総財公第 40 号
平成23年 8月30日総財公第 103 号
平成24年 1月27日総財公第 11 号
平成27年 1月27日総財公第 20 号
平成27年 4月14日総財公第 78 号

地方公営企業法(昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。)、地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」という。)、地方公営企業法施行規則(昭和27年9月29日総理府令第73号。以下「施行規則」という。)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年12月28日政令第397号。以下「健全化法施行令」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。)に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

記

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第一節 総則に関する事項

一 本法の目的

本法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としたものであること（法第1条）。

二 本法と他の法令との関係

- (一) 本法と地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方財政法（昭和23年法律第10号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）との関係は、本法はこれらの法律の特例を定めるものであって、地方公営企業の経営に関し本法に特別の定めがないものは、すべてこれらの法律によるものであること（法第6条）。
- (二) 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、軌道法（大正10年法律第76号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、医療法（昭和23年法律第205号）等との関係については、本法には、別にこれらの各事業法令の特例は規定していないから、これらの各事業法令は、地方公営企業についても適用されるものであること。本法に基づく財務関係の取扱いもこれらの事業法令に基づく財務関係の取扱いとの間に統一のとれるように措置されていること。

三 法の適用を受ける企業の範囲

- (一) 法の規定の全部が当然に適用される事業は、地方公共団体の経営する企業のうち、法第2条第1項に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「法定事業」という。）であり、これを「地方公営企業」というものであること（法第2条第1項）。
- (二) 法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、軌道法、道路運送法、鉄道事業法、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業であるが、水道事業には水道法にいう水道用水供給事業を含み、簡易水道事業及び下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道事業は除かれるものであり、軌道事業には軌道法が準用される無軌条電車事業を含むものであり、鉄道事業には、鉄道事業法にいう索道事業は含まれないものであること。
- (三) 附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであるが、この場合における相当因果関係とは、附帯事業が、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
- 1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合
 - 2 本来の事業に係る土地、施設等の資産、知識及び技能を有効活用する関係にある場合

3 本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合

(四) 附帯事業は、本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること。

(五) 法定事業を他の法定事業の附帯事業として行うことは、法第17条により、施行令第8条の4に掲げる場合を除きできないものであるが、法定事業以外の事業は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業であっても、法定事業の附帯事業になりうるものであること。

(六) 附帯事業は、本来の事業と一体として行われるものである以上、予算決算関係書類も一体のものとして作成されるものであること。ただし、附帯事業を行う趣旨にかんがみ、日常の経理は、本来の事業と区分して行い、また、予算決算関係書類の中で、附帯事業を明らかにする等常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

(七) 法の規定のうち、第3条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち、病院事業に当然に適用されるものであること（法第2条第2項）。

なお、地方公共団体は、財務規定等が当然に適用される病院事業については、条例（一部事務組合又は広域連合にあっては、規約。以下（十一）までにおいて同じ。）で定めるところにより、財務規定等を除く法の規定を条例で定める日から適用することができるものであり、この場合においては、結果的に法の規定の全部が適用されることとなるものであること（法第2条第3項及び施行令第1条第1項）。

(八) 病院事業は、原則として医療法にいう病院の建設及び運営に係る事業であるが、主として一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学附属病院等は、含まないものであること。

(九) 地方公共団体は、法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を条例で定める日から適用することができるものであること（法第2条第3項及び施行令第1条第2項）。

(十) 法を条例で適用する方法は、法の規定の全部を適用する方法、財務規定等を適用する方法及び既に適用されている財務規定等に加えて財務規定等を除く法の規定を適用する方法に限られるのであり、法の任意の条項のみを適用したり、法の任意の章を適用したりすることはできないものであること。なお、法定事業以外の事業に条例で法の規定の全部を適用する場合には、法第36条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1項第1号チの規定により同法の適用があることとなることに留意すること。

(十一) 地方公共団体は、条例で財務規定等を除く法の規定を適用している場合（施行令第1条第1項）又は法の規定の全部若しくは財務規定等を適用している場合（施行令第1条第2項）においては、当該条例を廃止又は改正することにより、法の規定の全部、財務規

定等若しくは財務規定等を除く法の規定を適用しないこととし、又は法の規定の全部に代えて財務規定等を適用することとし、若しくは財務規定等に代えて法の規定の全部を適用することとする等条例で法の規定を適用する方法を施行令第1条の各項に定める範囲でそれぞれ変更することができることはいうまでもないこと。

(十二) 法第2条第2項の規定により財務規定等が当然に適用される場合又は法第2条第3項の規定により財務規定等が条例（一部事務組合又は広域連合にあっては、規約。）で定めるところにより適用される場合においては、法第7条の規定の適用がないので管理者を設置することはできないが、この管理者が行うべき権限は、当該地方公共団体の長が行うものであること（法第34条の2本文）。ただし、管理者の権限のうち、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができるものであること（法第34条の2ただし書）。この場合において、出納その他の会計事務とは、法第27条に規定する出納その他の会計事務をいい、決算に係る事務とは、法第30条に規定する決算の事務をいうものであり、その一部とは、出納その他の会計事務若しくは決算の事務のうちいずれかの事務又はこれらの事務の一部をいうものであるが、会計管理者に行わせる事務の範囲は、条例で明確に規定すべきものであること。

(十三) 法の施行の日後において地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業について財務規定等を除く法の規定、法の規定の全部若しくは財務規定等を適用することとなった場合又は地方公営企業について法の規定を適用することとなった場合の経過措置及び地方公営企業又は地方公営企業以外の企業について法の規定又は財務規定等を除く法の規定、法の規定の全部若しくは財務規定等の適用がないこととなる場合の経過措置については、施行令第4条、第6条から第8条まで、第28条第2項及び施行令附則第11項にそれぞれ規定されているものであること。

四 経営の基本原則

- (一) 地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されるべきことを企業経営の基本原則として定めていること（法第1条、第3条及び第5条）。
- (二) 企業の経済性とは、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性とを主として指すものであること。

五 地方公営企業の設置

地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について、条例で定めなければならないものであること（法第4条）。経営の基本に関する事項とは、水道事業に例をとれば、経営の基本方針及び給水区域、給水人口、給水量その他事業の規模に関する事項等であり、これらの事項を条例で定めることによって地方公営企業経営の大綱が定まり、その大綱に即して毎事業年度の予算が作成されるものであり、管理者の業務執行の基本となるものであること。

なお、公の施設としての性格を有する地方公営企業については、この条例が設けられるので、別に地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例を設ける必要はないものであること。

六 国の配慮

公共の福祉の増進を本来の目的とする地方公営企業の性格にかんがみ、国の行政機関の長は地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行に当たっては、地方公営企業の健全な運営が図られるように迅速かつ適切な措置を講ずる等配慮するものとされていること（法第5条の2）。

第二節 組織に関する事項

一 管理者の設置

- (一) 1 地方公営企業の合理的能率的運営を図るため、地方公営企業には専任の管理者を置かなければならぬものであること。ただし、次に掲げる事業以外の事業については、企業の規模、経営の実情等に応じて、条例で定めるところにより管理者を置かないことができるものであること。なお、次に掲げる事業であっても新たに設置された普通地方公共団体の経営するものについては、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間に限り、条例で定めるところにより管理者を置かないことができるものであること（法第7条及び施行令第8条の2）。
- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）で、常時雇用される職員の数が200人以上であり、かつ、給水戸数が5万戸（水道用水供給事業にあっては、給水能力が1日20万立方メートル）以上であるもの
 - (2) 工業用水道事業で、常時雇用される職員の数が100人以上であり、かつ、給水能力が1日50万立方メートル以上であるもの
 - (3) 軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業で、これらの事業を通じて、常時雇用される職員の数が200人以上であり、かつ、事業の用に供する車両の数が150両以上であるもの
 - (4) 電気事業で、常時雇用される職員の数が100人以上であり、かつ、発電所の最大出力の合計が5万キロワット以上であるもの
 - (5) ガス事業で、常時雇用される職員の数が100人以上であり、かつ、供給戸数が2万戸以上であるもの
- 2 1に掲げる事業の範囲については、次の点に留意する必要があること。
- (1) いずれも職員数及び施設の規模の両方の要件を定めており、この一方の要件を欠くときは、管理者を必置とする企業にはならないものであること。
 - (2) 常時雇用される職員とは、臨時の必要のために雇用される職員を除き、当該事業の運営に当たらせるため雇用されている職員をいうものであり、たとえ名目は臨時職員であっても事実上常時雇用になっているようなものは、常時雇用される職員の数に含ませるべきものであること。したがって、常時雇用される職員の数は、条例で定める職員の定数とは必ずしも一致するものではなく、雇用の実態によって判断し算定すべきものであること。
 - (3) 水道事業の「給水戸数」は現に水を供給している戸数によるものであり、水道用水供給事業及び工業用水道事業の「給水能力」は現に稼動中又は稼働しうる状態にある水道施設の能力によるものであって、計画中のものあるいは建設途上にあるものは含まないものであること。

(4) 一の地方公共団体が二以上の種類の交通事業を経営する場合には、職員数及び車両数をそれぞれ合算するものであること。「事業の用に供する車両の数」は、いわゆる在籍車両数によるものであること。

(5) ガス事業の「供給戸数」は、現にガスを供給している戸数によるものであること。

3 管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものであること（法第8条第2項）。この場合においては、財務規定等が適用される場合と異なり（法第34条の2ただし書）、出納又は決算の事務を会計管理者に行わせる措置をとることはできないものであること。

(二) 管理者は、原則として各事業ごとに置くものであるが、条例で定めるところにより二以上の事業を通じて管理者1人を置くこともできるものであること（法第7条ただし書）。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれその併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものであること（法第7条なお書）。管理者1人を置くことを常例とするとは、やむを得ない特別の事情のない限り、原則として1人の管理者を置くということであり、この場合においても法第7条ただし書の規定に基づく条例を定める必要があること。

(三) 管理者の具体的職名は、例えば、水道局長、交通部長、企業課長等のごとく管理者の権限に属する事務を処理させるための組織に関する条例で適宜定めて差し支えないものであること。

なお、対外的に管理者であることを分明にする必要がある場合は管理者名を附することが適當であること。

例えば 水道事業管理者

水道部長 何 某

管理者
之 印

(四) 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者が当該地方公共団体の長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行うものであること（法第13条第1項）。

(五) 法第7条ただし書の規定により管理者を置かない場合、管理者の権限を行う地方公共団体の長に事故があるとき又は長が欠けたときは、地方自治法第152条第1項及び第2項の規定により副知事、副市町村長がその職務を代理するものであること。

二 管理者の選任及び身分取扱い

(一) 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命するものであり（法第7条の2第1項）、地方公共団体の長の補助機関としての性格を有するが、その職務の特殊性から特別職とされているものであること（地方公務員法第3条第3項第1号の2）。

(二) 管理者は、常勤の職員とされ（法第7条の2第6項）、また、地方公共団体の常勤の職員又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員との兼職が禁止され（法第7条の2第3項）ているものであること。したがって、管理者は、副知事又は副市町村長との兼職はもとより、一般職の職員との兼職もできないものであること。

(三) 管理者の任期は4年とされている（法第7条の2第4項）が、地方公共団体の長は、管理者の心身の故障の場合のほか管理者の業務執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合にはこれを罷免することができ（法第7条の2第7項）、また、管理者に職務上の義務違反等がある場合にはこれに対し懲戒処分を行うことができ（法第7条の2第8項）るものであること。

(四) 管理者の交代があった場合の事務引継、退職の手続き、兼業の禁止及び服務については、地方自治法及び地方公務員法の関係規定が準用されるものであること（法第7条の2第11項、地方自治法第159条、第165条第2項及び第180条の5第6項から第8項まで並びに地方公務員法第30条から第37条まで及び第38条第1項）。

三 管理者と地方公共団体の長との関係

(一) 地方公営企業に関し、予算を調製し、議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出し、決算を監査委員の審査及び議会の認定に付し、並びに地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項の規定により過料を科する権限は、地方公共団体の長の権限として留保されること（法第8条第1項）。

(二) (一)に掲げるもののほか、次のようなものについても、地方公共団体の長の権限に留保されているものであること。

- 1 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときにその職務を行う上席の職員の指定についての必要条件である同意を与えること（法第13条第1項）。
- 2 主要職員を指定し、及び管理者がこれを任免する場合の必要条件である同意を与えること（法第15条第1項）。
- 3 地方公営企業の出納を取り扱う金融機関の指定についての必要条件である同意を与えること（法第27条）。4 予算のいわゆる弾力条項発動の報告（法第24条第3項）、予算の繰越使用計画の報告（法第26条第3項）、計理状況の報告（法第31条）及び業務状況を説明する書類の提出（法第40条の2第1項）を受けること。

(三) 管理者は、地方公共団体の長の補助機関であるが、地方公営企業の運営を自主的に行わせるため、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は地方公営企業の業務の執行と他の事務の執行との間の調整を図るために必要があるときに限り、管理者に対して必要な指示をすることができるものであること（法第16条）。したがって、管理者に対する地方公共団体の長の一般的な指揮監督権は、排除されるものであること。

(四) 地方自治法第153条第1項の規定により、地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を管理者に委任することができるものであること。

四 管理者の地位及び権限等

(一) 管理者は、長の権限として留保されたものを除き、企業の業務運営の責任者として地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表するものであること（法第8条第1項）。

(二) 管理者が、地方公営企業の業務の執行に関し、担任する事務の概目は列挙されているものであること（法第9条）。なお、担任する事務については次に掲げる事項に留意すること。

- 1 分課とは、管理者の権限に属する事務を処理させるため条例で設けられた組織の内部分課であること。したがって、企業の規模に応じ、できるだけ簡素なものとすることが好ましいのであって、法が適用になったために従来の機構よりも拡大複雑化することのないよう留意すること（法第9条第1号）。
- 2 職員の任免に関しては、管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「企業職員」という。）は、管理者が任免することとされているが、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を得なければならないものであること（法第9条第2号及び第15条）。
- 3 予算の調製は、地方公共団体の長の権限であるが、管理者は予算の原案及び予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付するものであること（法第9条第3号及び第4号、第24条第2項並びに第25条）。
- 4 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付することは、地方公共団体の長の権限であるが、決算の調製は管理者の権限とされているものであること（法第9条第5号）。
- 5 料金に関する条例の制定改廃等地方公営企業の業務に関し議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出することは地方公共団体の長の権限であるが、管理者は、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付するものであること（法第9条第6号）。
- 6 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は管理者の権限であり、地方公共団体の長の承認又は同意は要せず、また、これらについては地方自治法第96条第1項第6号から第8号まで並びに第237条第2項及び第3項の規定は適用されないので議会の議決は要しないが、条例で定める重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないものであること（法第9条第7号、第33条第2項及び第40条第1項）。
- 7 地方公営企業の業務に関する契約を結ぶことは管理者の権限であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されないので、議会の議決は要しないものであること（法第9条第8号及び第40条第1項）。
- 8 予算内の支出をするため一時の借入れを行うことは管理者の権限であること（法第9条第10号及び法第29条）。なお、一時借入金の借入れが管理者の権限とされている一方で、地方債の借入れは管理者の権限で行うことはできないことから、地方債の同意又は許可は、地方公共団体の長が受けるものであること。
- 9 出納に関する事務は、管理者が行うものとされ、会計管理者の権限ではないこと（法第9条第11号、第27条及び第28条）。ただし、地方公営企業以外の企業に財務規定等を適用する場合においては、第一節総則に関する事項三の（十二）に示したように会計及び決算の事務に係る権限については、条例で定めるところにより、その全部又は一部を会計管理者が行うことができるものであること（法第34条の2ただし書）。
- 10 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について労働協約を結ぶことは、管理者の権限に属すること（法第9条第13号）。
- 11 地方公営企業の業務の執行に関する行政府の許可、認可、免許その他の処分のうち、国の地方支分部局の長又は地方公共団体の長の権限に属するものについては、業務運営の責

任者である管理者が当該地方公共団体を代表して受けることができるものであること(法第9条第14号及び施行令第8条の3)。

(三) 管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、企業管理規程を制定する権限を有すること(法第10条)。企業管理規程は地方公営企業の運営のための内部規程であり現金取扱員の取り扱いによる現金の限度額の指定(法第28条第4項)、賠償責任に関する予算執行職員等の指定(法第34条及び地方自治法第243条の2第1項)、入札保証金及び契約保証金の率又は額の決定(施行令第21条の15)等は、この企業管理規程で行わなければならないことになっており、その他内部分課の所掌規程、会計規程等は、企業管理規程で定められるべきものであること。

(四) 管理者は、その権限に属する事務の一部をその補助職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができるものであること(法第13条第2項)。

(五) 事務の種類又は性質上一の管理者においてその事務を処理させることが適當であると認められるものについて事務の合理的能率的処理を図るため、管理者は、その権限に属する事務の一部を当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができるものであること(法第13条の2)。

五 事務の引継

管理者を置かない地方公営企業が管理者を置いた場合、管理者を置く地方公営企業が管理者を置かなくなった場合及び管理者の交代があった場合における管理者と地方公共団体の長又は管理者相互の間の事務引継は、その必要が生じた日から10日以内に行わなければならぬものであること(施行令第7条)。

第三節 財務に関する事項

一 特別会計の設定及び一般会計等の関係

(一) 特別会計の設定

地方公営企業は、事業ごとにその経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであるので、その経理は事業ごとに特別会計を設けて行うのが原則であること。ただし、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合又は水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合において、事業の経営上好ましいと考えられるときは、条例でそれぞれその併せて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることができるものであること(法第17条及び施行令第8条の4)。なお、同一の事業にあっても例えれば地下鉄事業と路面電車事業のようにその経理を分離して明らかにすることが適當な場合においては、必要に応じ別個の特別会計を設けることを妨げるものではないこと。

(二) 経費の負担の原則

1 地方公営企業は、地方公共団体が経営する企業であるため、一般行政事務の一部を併せ行い、あるいは本来採算をとることは困難であるが公共的な必要からあえて事業を行わなければならない場合があり、このような場合には、事務の性質又は事業の実施により公共的利益を確保すべき責任の帰属に応じて、これに要する経費又は増嵩経費につ

いて一般会計又は他の特別会計（以下「一般会計等」という。）において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担をしなければならないものであること（法第17条の2第1項）。

なお、この経費の負担の原則は、同一の地方公共団体の内部における地方公営企業の特別会計と一般会計等との間の経費の負担区分を定めたものであり、国と地方公共団体等の間又は地方公共団体相互間の経費の負担区分を定めたものではないこと。

2 地方公営企業の経費で地方公共団体の一般会計等において負担すべきものは、次のとおりであること（施行令第8条の5）。

(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（法第17条の2第1項第1号）として一般会計等において負担すべきものは、次に掲げる経費であること。ただし、これらの経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額を超える部分に限られるものであること（施行令第8条の5第1項）。これらの経費に係る特定の収入とは、当該経費に充てるべき国庫補助金、負担金、分担金等の収入をいうものであること。

ア 水道事業の経費のうち、公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費（施行令第8条の5第1項第1号）

公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費とは、消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等をいうものであるが、これらの経費を一般会計等が負担するのは、地方公共団体がその責任を有する公共の消防に係る場合のみに限られるものであること。また、公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費とは、公園、広場、公衆便所等の公共施設において水道を無償で公共の用に供する場合におけるその施設の設置及び管理に要する経費をいうものであり、当該施設において無償で公共の用に供した水の原価を含むものであること。

イ 工業用水道事業の経費のうち、公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費（施行令第8条の5第1項第2号）この経費については、水道事業の場合と同様であること。

ウ 病院事業の経費のうち、看護師の確保を図るため行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費（施行令第8条の5第1項第3号）

看護師の確保を図るため行う養成事業に要する経費とは保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）にいう看護師養成所及び准看護師養成所の施設の設置及び運営に要する経費を、救急の医療を確保するために要する経費とは消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事が告示する地方公共団体の経営する病院において行われる交通事故等に伴う救急の医療に必要な施設の設置に要する経費、医師及び医療技術者の

待機、空床の確保等その運営に要する経費を、集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費とはがん、生活習慣病、身体障害、精神衛生、結核、乳幼児等の集団検診事業、妊産婦、身体障害、肢体不自由児、栄養指導等の医療相談、へき地巡回診療、防疫活動等で無料又は著しく低廉な対価によって行うものに必要な施設の設置及び運営に要する経費をいうものであること。

(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(法第17条の2第1項第2号)として一般会計等において負担すべきものは、次に掲げる経費であること。ただし、これらの経費についての一般会計等の負担は、当該事業において能率的な経営を行ってもなお当該事業の経営に伴う収入をもって充てることができない部分に限られるものであり(施行令第8条の5第2項)、これらの経費がそのまま直ちに一般会計等の負担になるという趣旨ではないこと。

ア 軌道事業の経費のうち、当該軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良並びに道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行う軌道の撤去に要する経費(施行令第8条の5第2項第1号)当該軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良に要する経費とは、軌道敷のうち自動車等の一般の車両の通行が認められている区域について一般の車両が通行することに起因して必要となる軌道敷の維持及び修繕並びに軌道敷の舗装等の改良に要する経費をいうものであり、一般会計等において負担する経費の算定は、一般の車両の通行量等を勘案して行うべきものであること。軌道の撤去に要する経費には、軌条、架線、安全地帯等の撤去に直接要する経費のほか、道路の原状回復に要する経費が含まれるものであること。また、軌道の撤去に要する経費について一般会計等が負担するのは、当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が道路交通の混雑を緩和するためその撤去を必要と認めた場合のみに限られるものであり、軌道事業の都合で撤去する場合は含まれないものであること。

イ 病院事業の経費のうち、山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保を図るため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上を図るために必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費(施行令第8条の5第2項第2号及び附則第14項)その立地条件により採算をとることが困難であると認められる病院とは病床数150床未満の地方公共団体の経営する病院であって、最寄りの一般病院までの到達距離が15キロメートル以上であるもの又は直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものその他の「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日付け総財準第61号)で定めるものを、その立地条件により採算をとることが困難であると認められる診療所とは病院に附属する診療所のうちへき地診療所又はこれとほぼ同等の実情にある診

療所をいうものであり、これらの病院又は診療所に要する経費には、それらの運営費のほか、建設改良に要する経費が含まれるものであること。高度な医療で採算をとることが困難であると認められるものとは、高度な器械、設備、技術等によって行う医療で患者数等からみて採算をとることが困難であるが、地方公共団体の経営する病院として行わざるを得ないものをいうものであり、この医療に要する経費には、その運営費のほか、建設改良に要する経費が含まれるものであること。何が高度な医療であるかは病院の所在する地域の実情によっても異なり、個々具体的な事情をも勘案して判断しなければならないものであること。特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものとは、(1)周産期部門における医療その他特殊の看護を要する医療、(2)その立地条件からみて患者数に対応して施設の縮小転換が直ちに困難と認められる結核病院における医療、(3)リハビリテーション医療、(4)病理理解剖等いずれも採算をとることが困難であるが、地方公共団体の経営する病院として行わざるを得ないものをいうものであり、この医療に要する経費には、その運営費のほか、建設改良に要する経費が含まれるものであること。

3 地方公営企業は2に掲げる経費を除き、住民負担の衡平及び企業の能率的経営を図る見地から、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものであること（法第17条の2第2項）。

(三) 補助

地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計等から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるものであること（法第17条の3）。特別の理由により必要がある場合とは、災害に準じるような一時的な企業外の要因又は要請により企業会計において所要経費を賄うことが客観的に困難又は不適当な場合をいうものであり、補助は経費負担の原則の例外をなすものであるのでその運用に当たっては真にやむを得ないものに限定されるべきであること。

(四) 出資

地方公共団体は、負担区分に基づく出資のほかその経営する地方公営企業の財政的基礎の充実を図るため、地方公営企業の特別会計に必要な出資を行うことができるものであること（法第18条第1項）。この場合の必要な出資とは、地方公営企業が、経済性を發揮して独立採算を建前とした運営を行い、住民に対するサービスを確保するため必要かつ適切な建設改良工事を行うに当たって、自己資本として必要とされる一般会計等からの出資及び財産等の移管による現物出資をいうものであって、収益的収支の不足を賄うためのようなものをいうものではないこと。具体的には、例えは(ア)地方公営企業の建設当初において一般会計等から元入される出資金又は現物出資としての財産の移管(イ)地方公営企業の事業施設の拡張に要する経費（その資金を企業債を発行して賄った場合における当該企業債の元金償還金を含む。）に充てるための一般会計等からの出資金又は財産等の移管による現物出資をいうものであること。

地方公営企業の特別会計は、負担区分に基づく出資以外の出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計等に納付するものとされていること（法第18条第2項）。納付金は、自己資本に対する報酬としての性格を有するものであり、その性格

上定額でなく、利益の状況に応じて利益処分として納付することである。

(五) 長期貸付け

地方公共団体は、負担区分に基づく長期の貸付けのほか、一般会計等から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができるものであること（法第18条の2第1項）。地方公営企業の特別会計は、負担区分に基づく長期の貸付け以外の長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計等に支払わなければならないものであること（法第18条の2第2項）。

二 事業年度

地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度によるものであること（法第19条）。

三 計理の方法

(一) 地方公営企業の計理の方法は、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した年度に正しく割り当てられるように処理しなければならないものであり（法第20条第1項）、また地方公営企業の財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動は、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならないものであること（法第20条第2項）。したがって、一般会計における現金主義に代えて発生主義を採用するものであり、これに伴い複式簿記を採用することになるので、簿記記録の内部牽制が可能となり、貸借対照表をはじめ財務諸表の正確な作成が期せられる反面、出納整理期間を必要としないため、決算の迅速な作成が可能であって、次事業年度の予算執行に前事業年度の決算を十分考慮でき、企業活動の合理的運営に資することができるものであること。

(二) 資産、資本及び負債の内容は政令で定めることとしていること（法第20条第3項）。すなわち、

- 1 資産は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分するものであり（施行令第14条）、固定資産とは有形固定資産（土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶及び水上運搬具、鉄道車両・自動車その他の陸上運搬具、工具・器具及び備品、リース資産、建設仮勘定等）、無形固定資産（営業権、借地権、地上権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、リース資産等）及び投資その他の資産（投資有価証券（1年内に満期の到来する有価証券を除く。）、出資金、長期貸付金、基金、長期前払消費税、破産更生債権等（1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの）等）であり、流動資産とは現金及び預金、売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券、受取手形、未収金、たな卸資産、前払金、前払費用（1年内に費用となるべきもの）、未収収益（1年内に対価の支払を受けるべきもの）等であり、繰延資産とは鉄道に係る災害による損失であること（施行令第14条及び第25条第1項並びに施行規則第5条）。
- 2 資本は、資本金及び剰余金に区分し、剰余金は、資本剰余金（再評価積立金、受贈財産評価額、寄付金等）及び利益剰余金（積立金、未処分利益剰余金）に区分するものとすること（施行令第15条第1項及び施行規則第6条）。
- 3 負債は、固定負債（企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）、他会計借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）、引当金（資産に係る引当金及び流動負債に

属する引当金を除く。)、リース債務(流動負債に属するもの以外のもの)等)、流動負債(一時借入金、企業債(1年内に償還期限の到来するもの)、他会計借入金(1年内に返済期限の到来するもの)、未払金又は預り金、未払費用(1年内に対価の支払をすべきもの)、前受金、前受収益(1年内に収益となるべきもの)、引当金(資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。)、リース債務(1年内に期限が到来するもの)等)及び繰延収益(長期前受金)に区分するものとすること(施行令第15条第2項及び施行規則第7条)。

(三) 会計処理の原則は、いわゆる企業会計原則に採用された一般原則すなわち、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引と収益取引との区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則及び安全性の原則を地方公営企業においても採用することであること(施行令第9条)。

このような原則に従って前記の資産、資本及び負債の増減及び異動を仕訳記帳するための計算区分として勘定科目を採用するものであって、勘定の分類は、損益計算書、貸借対照表の作成を標準として損益勘定(収益及び費用)、資産勘定(固定資産、流動資産及び繰延資産)、資本勘定(資本金及び剰余金)、負債勘定(固定負債、流動負債及び繰延収益)及びその他の整理勘定を設けることとし、勘定科目の区分は、施行規則第2章及び別表第1号の定めるところにより、管理者が会計規程によって定めるものであること(施行令第16条)。

(四) 整理勘定(いわゆる中間勘定)としては、企業の施設の建設及び改良に伴う資産の増減の過程又は用品その他の資産の生産、製作、修理、加工、購入、保管又は運搬に要する経費の計算及びこれらの費用の振替過程を明らかにするものである(施行令第16条第4項)から、貯蔵物品(用品)勘定、工事勘定、工場勘定、関連勘定(二以上の事業を通じて一の特別会計を設けて経理する場合)等が予想されるものであること。

また、消費税及び地方消費税に相当する額については、消費税額を納める義務が免除される者を除き、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定によって整理することであること(施行規則第19条)。

(五) 年度所属区分

1 地方公営企業の年度所属区分は、収益、費用及び資産等の増減又は異動の年度所属区分を施行令第10条から第12条までに規定したものであること。年度所属区分は収益及び費用の発生並びに資産、資本及び負債の増減異動をその原因である事実の生じた日を基準として区分することとするものであり、これにより難い場合は、この原因である事実を確認した日の属する年度に区分することとするものであること。地方公営企業の年度所属区分は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第142条及び第143条に定める年度所属区分とその性格が全く異なるのでこれを排除する規定としたものであること。

2 年度所属区分に関連して特に注意すべきことは、企業の収入又は支出が確定した際直ちに現金の収納又は支払が行われないものについては、それが行われるまではその債権又は債務の種別によって未収収益又は未収金あるいは未払費用又は未払金等に整理しなければならないものであること(施行令第13条)。

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法

第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

五 企業債

(一) 地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債を企業債といい、建設、改良等とは、建設改良費に充当するもののほか、同一又は類似の事業の買収に要する資金に充てるためのもの、建設改良工事資金に充当した企業債の借換えのためのもの等をいうものであること。

なお、企業債の償還元金が地方公営企業の資金繰りの圧迫となっている等の実情にかんがみ、国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金の事情が許す限り、特別の配慮をするものとされていること(法第22条)。

(二) 企業債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする地方公共団体((三)に掲げるものを除く。)は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないものであること(地方財政法第5条の3第1項)。

(三) 実質公債費比率が地方財政法施行令第4条で定める数値未満である地方公共団体(実質赤字額が同令第5条で定める額を超えるもの、連結実質赤字額が同令第6条で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が同令第7条で定める額を超えるものを除く。)であって、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち地方財政法第5条の3第3項各号に掲げる地方債の合計額が同令第8条で定める額を超えないものは、公的資金以外の資金をもって企業債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした企業債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、次に掲げる公営企業に係る企業債を除き、(二)の協議をすることを要しないものであること(地方財政法第5条の3第3項)。

1 地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で法の規定の全部又は一部を適用するもので、地方財政法施行令第15条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額を超えるもの。

2 1に掲げるもののほか、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち同令第16条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額を超えるもの。

この場合において、協議をしないときは、あらかじめ、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法等を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならないものであること(地方財政法第5条の3第6項)。

(四) 地方財政法第5条の4第1項各号に定める地方公共団体が企業債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないものであること（地方財政法第5条の4第1項）。

(五) 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（(四)に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする企業債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないものであること（地方財政法第5条の4第3項）

1 地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに法の規定の全部又は一部を適用したもので、地方財政法施行令第26条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

2 1に掲げるもののほか、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち同令第27条第1項により算定した当該年度の前年度の資金の不足額が同条第2項により算定した額以上であるもの。

(六) 企業債のうち地方公営企業の建設資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができることとしたが（法第23条前段）、これは、（1）償還期限が不定であること、（2）償還期限がないいわゆる永久公債的なものであることを意味するものであること。すなわち、地方公営企業の経営は、地方公共事務のうち住民の福祉を増進するための具体的方法の一つであり、その設置は、地方住民の総意によるべきものと考えるので、地域住民から直接、地方公営企業の建設資金を調達する方法を設けたものであること。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益剰余金の状況に応じて特別利息をつけることができるのであって（法第23条後段）、償還期限を定めない企業債が株式に類似した性格を有するものであるから特別利息は配当金に類似したものということができるのあり、当該特別利息の最高限度については、規定を設けていないが、普通の利息のほかに特別の利息を加算する点にかんがみ、年元金の1割程度のものが適当であると考えること。

六 予算

(一) 地方公営企業の予算の原案は当該地方公営企業の管理者が作成するのである（法第8条第1項第1号及び第9条第3号並びに第24条第2項）が、調製権及び提案権は地方公共団体の長の権限であること。なお、地方公共団体の長は、管理者に対する指示権が限定期に趣旨にもかんがみ、予算の調製に当たっては、できる限りその原案を尊重すべきものであること。

一般会計の予算等いわゆる官公庁予算と異なるところは、官公庁予算においては歳出の規制に重点が置かれているのに対して、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼が置かれ、毎事業年度における企業運営の目標設定の意味を持つものであるので、予算には業務の予定量を定めるとともに収入及び支出についてはその大綱を定めるものとし（法第24条第1項）、また、業務量の増加に伴い収入が増加する場合には当該事務に要する経費について予算超過の支出を認める等、企業の経営活動が外部の事情の変動に

応するよう図られているものであること。

(二) 地方公営企業の予算が官公庁予算に比し極めて弾力性に富む概括的な形成を採るに伴い、議会の議決を求める場合には予算とともに予算に関する説明書、すなわち、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書並びに当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をも併せて提出することとしているものであること（法第25条及び施行令第17条の2第1項）。

1 予算に記載すべき事項は、施行令第17条第1項に掲げる（i）業務の予定量（ii）予定収入及び予定支出の金額（iii）継続費（iv）債務負担行為（v）企業債（vi）一時借入金の限度額（vii）予定支出の各項の経費の金額の流用（viii）議会の議決を経なければ流用することのできない経費（ix）一般会計等からの補助金（x）利益剰余金の処分（xi）たな卸資産購入限度額（xii）重要な資産の取得及び処分であり、予算様式については、施行規則別記第1号様式に定められている（施行令第17条第3項及び施行規則第45条）が、その内容は次に掲げるところによるものであること。

(1) 業務の予定量には、水道事業又は工業用水道事業にあっては給水戸数又は給水事業所数、年間総給水量、一日平均給水量等を、軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業にあっては車両数、年間走行キロメートル、年間総輸送人員、一日平均輸送人員等を、ガス事業にあっては供給戸数、年間供給量、一日平均供給量等を、電気事業にあっては年間販売電力量等を、病院事業にあっては病床数、年間入院患者数及び外来患者数、一日平均入院患者数及び外来患者数等を記載するほか、主要な建設改良事業の概要を記載すること。

(2) 予定収入及び予定支出は、収益的収入及び収益的支出並びに資本的収入及び資本的支出に大別し、それぞれ款項に区分すること。

(3) 収益的収入は営業収益、営業外収益及び特別利益に、収益的支出は営業費用、営業外費用、特別損失及び予備費にそれぞれ区分して記載すること。

(4) 収益的支出については、引当金繰入、減価償却費、たな卸資産減耗損、固定資産除却損及び繰延資産償却費等現金の支出を伴わないものも含まれるものであること。

(5) 収益的収入及び収益的支出には、営業収益若しくは営業外収益又は営業費用、営業外費用若しくは予備費のほか、固定資産売却益、固定資産売却損、減損損失若しくは災害による損失又は過年度損益修正事項に属する収益又は費用等（その金額が少額のもので当年度の損益に著しい影響を与えないものとして営業収益若しくは営業外収益又は営業費用若しくは営業外費用に整理されるものを除く。）を含むものであり、これらの収益又は費用については、特別利益又は特別損失として予算に計上すべきものであること。

(6) 資本的収入には、企業債、出資金、一般会計等からの長期借入金及び他の収益的収入に属さない収入を、資本的支出には、建設改良費、企業債償還金、一般会計等からの長期借入金償還金及び他の収益的支出に属さない支出をそれぞれ計上すること。

(7) 企業債には、企業債の発行に伴う収入を計上するものであり、したがって、企

業債発行差金を含まないものであって、債券の額面額からいわゆる割引額を差し引いた金額を計上すること。

(8) 地方公営企業の給付に対する対価等として一般会計等から受け入れる金額は、その性質により給水収益、受託工事収益等当該性質に従った科目により収益的収入又は資本的収入として整理すること。

(9) 資本的収入には、企業債並びに出資金及び一般会計等からの長期借入金のほか固定資産売却代金、国庫補助金、工事負担金等を計上するものであるが、固定資産売却代金には売却差益を含まない金額を計上すること。

(10) 一般会計等へ支出するもののうち、事務費、分担金、工事委託費等は、その性質により収益的支出又は資本的支出中において、当該性質に従った科目により整理することであること。

(11) 資本的支出には、建設改良費、企業債償還金及び一般会計等からの長期借入金償還金のほか出資金、貸付金等を計上するものであるが、繰延資産として整理することとする支出で現金の支払を伴うものも計上すること。

(12) 予算様式第4条本文かっこ書中当年度分損益勘定留保資金とは、収益的支出に計上した費用のうち現金の支払を伴わないもの（減価償却費、固定資産除却損、たな卸資産減耗損等）の合計額をいうものであること。ただし、この資金を資本的支出の財源として充てようとするときは、企業が経営のために通常必要とされる運転資金（貯蔵品を含む。）を超える部分についてのみにとどめるべきであること。

(13) 予算様式第4条本文かっこ書中繰越利益剰余金処分額とは、前年度末における繰越利益剰余金として生ずることが確実と見込みうる金額のうち、予算様式第12条において処分することとした額に相当する金額をいうものであり、当年度利益剰余金処分額とは、当年度において経営の結果生ずることが確実な純利益の額に相当する金額をあらかじめ予算様式第12条において処分した額をいうものであること。

(14) 予算様式第4条本文かっこ書中何々には、利益剰余金のうち、既に積立金として処分済のものであって、本年度において資本的支出の財源として取り崩す予定のもの等を掲げるものであること。なお、企業開始当初において企業に属する現金若しくは貯蔵品として引き継いだもののうち資本的支出の財源として充てることのできる金額又は本年度の予算に計上した資本的支出の特定財源として前年度以前において受け入れた金額で前年度以前において他の支出の財源として使用しなかったもの等がある場合においては、これらをそれぞれ「引継金」、「引継貯蔵品」、「繰越工事資金」等の名称をもって掲げるものであること。ただし、これらの資金を資本的支出の財源として充てようとするときは、企業の経営のために通常必要とされる運転資金（貯蔵品を含む。）を超える部分についてのみにとどめるべきであって、その金額は、原則として前事業年度末における流動資産（未収金を除く。）の金額から、流動負債の金額を控除した残額の範囲内であり、かつ、継続費の遞次繰越等予算の繰越使用に係る財源として使用すべき資金の額を控除した残額の範囲内とすべきものであること。

(15) 一時借入金については、予算において、その年度内の借入の最高限度を記載すれば足りることとしたものであるが、この場合における一時借入金の最高限度額には、

企業債の前借を含まず、一般会計等から一時の資金として融通を受ける額を含むものであること。

- (16) 議会の議決を経なければ流用できない経費とは、職員給与費、交際費等が予想されるものであるが、これらの経費についての予備費の使用は、必要やむを得ざる場合で当該金額が多額にわたらないときに限られるべきであり、できる限り予算の修正措置を講ずるべきものであること。
- (17) 予算様式第11条他会計からの補助金には、収益的収入予算及び資本的収入予算に含まれている補助金について、補助の理由及び補助をした会計並びに補助の金額を明瞭に記載するものであること。
- (18) 剰余金処分においては、当年度分と繰越分とを区分して記載するものであること。
- (19) たな卸資産の購入限度額とは、当年度中における購入額の累計額についていうものであること。なお、たな卸資産について製作又は加工の結果その価額が増加する分についてもこれに含めるものであること。
- (20) 重要な資産の取得及び処分は、地方公営企業の用に供する資産のうち条例で定める重要な資産の取得及び処分について定めるものであること（十八の(二)参照）。
- (21) 該当事項が予算に計上されている仮払金、前払金、仮受金、前受金、預り金、単なる帳簿上の修正等は、予算事項ではないこと。

2 予算の実施計画の様式は、施行規則別記第2号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。

なお、二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合の実施計画は、施行規則別記第2号様式に準じて作成すること。

3 予定キャッシュ・フロー計算書は、決算のキャッシュ・フロー計算書の様式（施行規則別記第15号様式）に準じて作成すること（施行規則第46条第2項）。

業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを、投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、地方公営企業の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを、財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載すること。

4 給与費明細書の様式は、施行規則別記第3号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。なお、同様式中「賃金」の欄には常時勤務に服することを要する職員に支弁される賃金を記載し、かつ、当該職員に係る付加給及び法定福利費はそれぞれ「手当」及び「法定福利費」の欄に記載すること。

5 繙続費に関する調書及び債務負担行為に関する調書の様式は、それぞれ施行規則別記第4号様式及び第5号様式のとおりであること（施行規則第46条第1項）。

6 予定損益計算書及び予定貸借対照表は、決算の損益計算書及び貸借対照表の様式（施行規則別記第10号様式及び第13号様式）に準じて作成すること（施行規則第

46条第3項)。

(三) 管理者は、地方公営企業の予算の執行について、地方公営企業の適切な経営管理を確保するため、必要な計画を定め、これに従って地方公営企業の予算を執行しなければならないものであること(施行令第18条第1項)。

(四) 地方公営企業の経営を経済情勢に応じて能率的にすることができるよう、予算の実施に関し次の特例が定められていること。

1 流用

予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができないものであるが、予算の執行上必要がある場合に限り、各項の経費の金額は、予算の定めるところにより流用することができるものであること(施行令第18条第2項)。

2 弹力条項

(1) 業務量の増加に伴い収入が増加する場合に限って当該事務に要する経費について予算超過の支出を認める(法第24条第3項前段)いわゆる弾力条項は、真にやむを得ない場合に限って発動すべきものと考えられるものであって、一般に特別会計は予備費を設けることは任意とされており、予備費を設けた場合は、第一次的には予備費を充て、第二次的にこの規定が適用されるものと解すべきものであること。この場合において地方公営企業の業務のため直接必要な経費とは、例えば交通事業にあっては、臨時に大量の乗客が増加した場合の運転車両の増加、運転時間の延長、あるいは水道事業にあっては、給水量の増加、給水時間の延長等によって直接必要となる増加人件費又は増加物件費をいうものであること。

(2) この弾力条項の適用は、予算修正の時間的余裕がない場合等に限られるべきものであって、料金率の変更、給与水準の改訂、物価騰貴による物件費の変動等の場合は、この弾力条項を適用することなく、予算の補正によるべきものと考えられるものであること。

(3) この弾力条項を適用した場合、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないものであること(法第24条第3項後段)。

3 弹力条項を適用する場合のほか、管理者は、支出の予算がなく、かつ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができないものであること。ただし、現金の支出を伴わない経費については、この場合においても、支出することができるものであること(施行令第18条第5項)。

(五) 地方公営企業においては、予算の会計年度独立の原則の例外として、次に掲げるところにより予算の繰越使用が認められるものであること。

1 地方公営企業の経費をもって支弁する事件で数年を期してその経費を支出すべきものは、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費とすることができますのであるが、この継続費については、管理者は、毎事業年度の支出予定額のうち当該年度内に支払義務が生じなかったものを、継続年度の終わりまで適次繰り越して使用することができるものであること。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、施行規則別記第6号様式の継続費繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までに報

告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてこの旨を報告しなければならないものであること（地方自治法第212条、施行令第18条の2第1項及び第3項）。

- 2 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度において予算に計上することなく、繰り越して使用することができるものであること（法第26条第1項）。
- 3 每事業年度の支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をなし、その後に災害等避け難い事故により年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができるものであること（法第26条第2項）。
- 4 2及び3に掲げるところにより予算を繰越使用する場合、管理者は、施行規則別記第8号様式の繰越計算書（継続費に係るものにあっては、施行規則別記第6号の様式の継続費繰越計算書）をもって翌事業年度の5月31日までに地方公共団体の長に報告し、当該地方公共団体の長は、次の会議において、その旨を議会に報告しなければならないものであること（法第26条第3項及び施行令第19条）。

七 出納

- (一) 地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行うのであって（法第9条第11号及び法第27条本文）、会計管理者の権限（地方自治法第170条）は排除しているものであること。ただし、財務規定等のみが適用され、又は条例（一部事務組合又は広域連合にあっては、規約）で財務規定等のみを適用することとした場合においては、第一節総則に関する事項三の(十二)に示したように、条例の定めるところによりその全部又は一部を会計管理者が行うことができるものであること（法第34条の2ただし書）。
- (二) 地方公営企業の業務に係る現金の保管は、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないものであること（施行令第22条の6第1項及び地方自治法第235条の4第1項）。なお、このことは、管理者が業務上必要な限度において自ら現金を保管することを禁止する趣旨のものではないが、管理者が自ら保管する現金の額は、自ら支払を行うために必要とする額等必要最小限度とすべきものであること。
また、管理者は、地方公営企業の業務に関して地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券を保管することができるものであること（施行令第22条の6第2項）。
- (三) 地方公営企業の出納その他の会計事務は、管理者の担任する事務であることは前に述べたとおりであるが、この種の事務は他の一般事務以上にその厳正な執行を要請されるものであるから、特定の職員にこの事務を担当させるものとし、その職員を企業出納員及び現金取扱員とし、かつ、企業出納員は必置とし、現金取扱員は任意設置とし（法第28条第1項）、企業職員（法第15条）のうちから任命するのであるが（法第28条第2項）、多数の営業所等を有する地方公営企業においては、相当数の企業出納員を任命することも予想されるものであること。
- (四) 企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどるが（法第2

8条第3項)、管理者から委任された事務の範囲内において、自己の名と責任においてこれを処理する権限を有するものであること(法第13条第2項)。

(五) 現金取扱員は、上司の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどるが(法第28条第4項)、地方公営企業はその業務形態から集金員又は現金収受の業務員等が多数である場合が普通であるので、主要収益たる公金の取扱いを慎重にし、業務責任を明確にするため現金取扱員の名称を設定したものであること。したがって、取扱現金については企業の規模に応じて限度額を定めることが適当であるものであること。

(六) 地方公営企業の収入は、管理者が現金で収納するのであるが、地方公営企業の収入の納入義務者の利便を図る等のため次のような方法によるものであること。

1 証紙による収入

使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより証紙による収入の方法によることができ、この場合においては、証紙の売りさばき代金をもって収入とすることができるものであること(地方自治法第231条の2第1項及び第2項)。

2 口座振替の方法による納付

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、当該金融機関に預金口座を設けている地方公営企業の収入の納入義務者は、その金融機関に請求して、口座振替の方法によりその収入を納付することができるものであること(施行令第21条の2)。

3 証券による納付

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、地方公営企業の収入の納入義務者は、次の(1)及び(2)に掲げる証券で納付金額を超えないものをもってその収入を納付することができるものであること。この場合においては、証券による納付をもって直ちに収納済みとなるものであること。なお、納付された証券をその権利の行使のため定められた期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該収入は、初めから納付がなかったものとみなされ、管理者、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関(以下「管理者等」という。)は、証券をもって納付した者に対し、速やかに、その証券について支払がなかった旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならないものであること(施行令第21条の3)。

(1) 持参人払式の小切手等(小切手並びに郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び為替証書(平成19年総務省告示第543号)をいう。以下(1)において同じ。)又は管理者等を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が管理者の定める区域内であって、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの。この場合において、管理者等は、当該証券の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶することができることとされているものであること。

(2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの

4 取立て及び納付の委託

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められていない場合は、管理者は、地方公営企業の収入の納入義務者から前記3の(1)及び(2)に掲げる証券の提出を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができるものであること。この場合においては、証券による納付の委託を受けても直ちに収入済みとしないで、その証券によって取り立てた金銭による納付のあったときに収納済みとするものであること。なお、証券の取立てにつき費用を要するときは、管理者は取立て及び納付の委託をしようとする者に、その費用の額に相当する金額を併せて提出させなければならないものであること。また、証券の取立て及び納付の委託を受けた場合において、必要があると認めるときは、管理者は、確実と認める金融機関にその取立てを再委託することができるものであること（施行令第21条の4）。

- (七) 地方公営企業の支出は、債権者のために管理者が自ら現金で支払をするほか、債権者の利便を図る等のため次のような方法によって支出し、又は支払をできるものであること。

1 資金前渡

次の(1)から(15)までに掲げる経費については、地方公営企業に従事する職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡すことができるものであること。なお、収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときにおいても、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡すことができるものであること。

- (1) 外国において支払をする経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 船舶に属する経費
- (4) 給与その他の給付
- (5) 企業債の元利償還金
- (6) 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- (7) 報償金その他これに類する経費
- (8) 社会保険料
- (9) 官公署に対して支払う経費
- (10) 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- (11) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (12) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- (13) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- (14) (12)及び(13)に掲げる経費のほか、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているもののうち管理規程で定めるものに基づき支払をする経費
- (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるもの。なお、管理規程で定めるに当たっては、一般会計等において規則で定められているものとの均衡を考慮し

て定めるべきであり、このことは概算払、前金払及び繰替払について管理規程で定める場合においても同様であること。資金の前渡は、特に必要があるときは、地方公営企業に従事する職員以外の当該地方公共団体の職員又は他の地方公共団体の職員に対してもすることができるものとし、地方公共団体の職員以外の私人に資金を前渡する場合には支出事務の委託の方法によるものであること（施行令第21条の5及び第21条の11）。

2 概算払

次の(1)から(5)までに掲げる経費については、概算払をすることができるものであること（施行令第21条の6）。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 訴訟に要する経費
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるもの

3 前金払

次の(1)から(8)までに掲げる経費については、前金払をすることができるものであること（施行令第21条の7）。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるもの

4 繰替払

管理者は、次の(1)から(3)までに掲げる経費の支払については、その経費に係る現金を自ら繰り替えて使用し、又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に繰り替えて使用させることができるものであること（施行令第21条の8）。なお、この繰替払は、支払手続を簡易化するためのものであるので繰替払に係る収入と支出とを相殺することはできず収入及び支出のそれぞれを全額予算に計上すべきものであること。

- (1) 証紙取扱手数料当該証紙の売りさばき代金
- (2) 収入の徵収又は収納の委託手数料当該委託により徵収又は収納した収入金
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるもの管理規程で定める

収入金

5 隔地払

管理者は、出納取扱金融機関が定められている場合において、隔地の債権者に支払をするため必要があるときは、支払場所を指定し、出納取扱金融機関に必要な資金を交付して、送金の手続をさせることができるものであること。この場合においては、その旨を債権者に通知しなければならないものであること（施行令第21条の9第1項）。

出納取扱金融機関は、資金の交付を受けた日から1年を経過した後は、債権者に対し支払をすることができないものであること。この場合においては、債権者は、管理者に支払の請求をすることができ、管理者は、その支払をしなければならないものであること。なお、出納取扱金融機関は、交付を受けた資金のうち資金交付の日から1年を経過しまだ支払を終わらない金額があった場合には債権者に対する送金を取り消し、その金額を管理者に納付しなければならないものであること（施行令第21条の9第2項及び第3項）。

6 口座振替の方法による支出

管理者は、出納取扱金融機関が定められている場合において、出納取扱金融機関その他管理者が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、出納取扱金融機関に通知して、口座振替の方法により支出することができるものであること（施行令第21条の10）。

7 支出事務の委託

資金前渡のできる経費（前記1の(1)から(14)までに掲げる経費に限る。）、貸付金及び資金前渡のできる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができるものであること。支出の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その支出の結果を管理者に報告しなければならず、また管理者は、その命じた職員に、支出事務の委託を受けた者の当該支出に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものであること（施行令第21条の11）。

8 小切手の振出し及び公金振替書の交付

- (1) 支出は、管理者が自ら現金で支払をしてするものとしているが、このほか、出納取扱金融機関を定めている地方公営企業にあっては、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し（職員に支給する給与（退職手当を除く。）に係る支出については、小切手を振り出すことはできない。）、又は公金振替書を出納取扱金融機関に交付してすること。ただし、地方自治法第235条の規定により金融機関を指定していない地方公共団体の経営する地方公営企業にあっては、小切手の振出しによらず出納取扱金融機関に現金で支払をさせることができるものであること。なお、小切手を振り出して支払をするものとしている場合であっても債権者の申出がある場合には、小切手の振出しによらず出納取扱金融機関に現金で支払をさせることができるものであること（施行令第21条の12第1項及び第5項）。
- (2) 小切手の振出しあは、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を記載して行わなければならないものであるが、受取人の氏名の記載は、管理者が特

に定める場合を除くほか、これを省略することができるものであること（施行令第21条の12第2項）。なお、この方法は公金振替書の交付について準用されるものであること（施行令第21条の12第6項）。

(3) 管理者は、小切手を振り出したときは、これを出納取扱金融機関に通知しなければならず、また、出納取扱金融機関は、管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から10日以上を経過しているものであっても1年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならないものであること（施行令第21条の12第3項及び第4項）。

(4) 管理者は、小切手の所持人から償還の請求を受けた場合は、これを調査し、償還すべきものと認める場合は、その償還をしなければならないものであること（施行令第21条の13）。

(八) 出納取扱金融機関等

1 管理者は、銀行その他これに類する貯金の受入れ又は資金の融通を業とする機関のうちから地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができるものであること。この場合において、収納及び支払の事務の一部を取り扱わせ、又は収納の事務の一部を取り扱わせることができるものとし、収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関と、収納の事務の一部を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関と称し、これらの指定に当たっては、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の機能が制度的に十分発揮され得る金融機関の種類を選ぶとともに各金融機関の信用度を十分考慮しなければならないものであること。

なお、出納取扱金融機関の数は必ずしも一に限定されていないが、支払を行う金融機関が二以上ある場合においては事務の処理が煩雑になることが予想されるので、出納取扱金融機関を二以上定めることは極力避けることが適当であると考えられるものであること。また、やむを得ない事情により出納取扱金融機関を二以上定める場合においては、管理者は当該二以上の出納取扱金融機関のうち一の出納取扱金融機関を総括出納取扱金融機関として定めなければならないものであること。

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定めるに当たっては金融機関の本支店を一括して定めることもできるものであるが、これら出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定め、又は変更した場合は、これを告示しなければならないものであること（法第27条ただし書並びに施行令第22条、第22条の2及び第22条の4第4項）。

また、金融機関を定めるに当たっては、取り扱わせる事務の内容を明確に定め、地方公営企業とそれぞれの金融機関との間において直接に契約を結ぶものであり、これらの金融機関は地方公営企業に対し、個々に責任を負うものとし、これらの金融機関は管理者の定めるところにより担保を提供しなければならないものであること（施行令第22条の3）。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入通知書その他納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。二十の(二)の2において同じ。）を含む。）に基づかなければ

れば地方公営企業の収入の収納をすることができず、また管理者の振り出した小切手又は管理者の通知がなければ地方公営企業の支出の支払をすることができないものであること。なお、これらの金融機関において地方公営企業の収入を収納した場合又はその払込みを受けた場合は、それらの金融機関にある地方公営企業の預金口座に自動的に振り込み、その後、収納取扱金融機関にあっては、管理者の定めるところにより、出納取扱金融機関（二以上出納取扱金融機関がある場合においては、総括出納取扱金融機関）にある地方公営企業の預金口座に振り替えなければならないものであり、総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関についても同様とするものであること。

また、総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関は、地方公営企業の支出の支払をしたときは、管理者の定めるところにより、これを総括出納取扱金融機関に通知しなければならないものであること（施行令第22条の4）。

3 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に検査をしなければならず、その結果に基づいて、これらの金融機関に対し必要な措置を講ずべきことを求めることができるものであること。監査委員は、その検査の結果について、管理者に対し報告を求めることができるものであること（施行令第22条の5）。

4 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査をすることができるものであり、当該監査を行ったときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならないものであること（法第27条の2）。

八 一時借入金

(一) 管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入れをすることができるものであって（法第29条第1項）、原則として当該事業年度内に償還しなければならないが、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として翌事業年度にわたって借り換えることができるものであること（法第29条第2項）。この借り換えた借入金は、1年以内に償還しなければならないものであって、この場合借入金をもって償還するようなことをしてはならないものであること（法第29条第3項）。

(二) 一時借入金の限度額は予算で定めるものであって（施行令第17条第1項第6号及び第18条第4項）単独議決は必要でないものであり、翌年度にわたる一時借入金は地方自治法上は地方債の取扱いになるものを地方公営企業においては欠損金補てんのため翌年度収益の繰上充用を行うことはできないので、特例を認めたものであること。

九 決算

(一) 地方公営企業においては、(1) 決算の調製者は管理者であること、(2) 決算の対象としての記帳は発生主義に基づいて複式簿記によるものであること、(3) 決算書として予算決算対照表のほかに損益計算書、貸借対照表等が中心書類であることが特色であること。なお、発生主義会計を採用するため出納整理期間がなくなり、また毎月試算表を作成するため従来に比し決算が迅速化するに伴い、前事業年度実績を当事業年度の予算執行の面に反映させることができ、業務運営の能率化に資するものとなること。

(二) 決算の調製者は管理者であり、決算の調製時期は毎事業年度終了後2月以内であり、

管理者は調製した決算に証書類、当該年度の事業報告書その他の書類を併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならないものであって、これら決算及び決算附属書類を地方公共団体の長が受けたときは、これを監査委員の審査に付し、その審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて遅くとも事業年度終了後3月を経過した後において最初に召集される定例会である議会の認定に付さなければならず、認定に付すに当たっては、事業報告書及び(四)に掲げる附属書類を併せて提出しなければならないものであること（法第30条）。

(三) 地方公営企業の業務の執行の成果を反映する決算の重要性にかんがみ、監査委員は、(二)の決算の審査に当たっては、地方公営企業の運営が常に企業の経済性を發揮とともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する趣旨に従つてなされているかどうかについて、特に意を用いなければならないものであること（法第30条第3項）。また、(二)の監査委員の意見の決定は、監査委員の定数が2人以上である場合においては、その合議によるものであること（法第30条第5項）。

(四) 決算の対象は、現金の收支のみならず、各種の資産、資本及び負債の増減にまで及ぶものであるから、決算には企業会計における財務諸表とほとんど同一の決算諸表を必要とするものであって、すなわち(1)当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書、(2)損益計算書、(3)剰余金計算書又は欠損金計算書、(4)剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、(5)貸借対照表（法第30条第7項）を主要な内容とし、そのほか、前に述べた事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（施行令第23条）を附属書類としているものであること。当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書とは、発生主義会計方式を採用している以上、一見無意味に思われるものであるが、地方公営企業であるからには予算に対し決算がどのようになされているかということを明示する必要性から作成されるものであるに対し、(2)から(5)までは純粹に経済的必要性から作成され、キャッシュ・フロー計算書は現金及び預金の収入・支出を明らかにするものであり、収益費用明細書は、(1)及び(2)の内訳説明書であり、固定資産明細書及び企業債明細書は、(5)の内訳説明書であること。これらの様式については、施行規則別記第9号様式から第18号様式までに定めており、これらは各種事業会計規則と同様の様式を採用しているものであること。

(五) 決算に当たつていわゆる関連する収益又は費用については、

1 二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもって経理する場合の各地方公営企業に関連する収益又は費用については、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益、費用の総額、人件費の総額、職員数の割合等当該経費の性質に従つた基準によってこれをあん分して整理しなければならないものであるが、一の特別会計をもって経理する二以上の地方公営企業のうち一がその規模において他のものに比し著しく大きい場合その他特別の事由がある場合においては、一の地方公営企業が各地方公営企業に関連する収益及び費用の全額をそれぞれ当該地方公営企業の収益及び費用に整理することを妨げないものであること（施行令第20条）。

2 地方公営企業の営業費及び建設改良費に関連する費用は、当該事業年度における営業費及び建設改良費の総額、損益勘定又は資本勘定に属する職員数の割合等当該経費の性質

に従った基準によってこれをあん分して整理するものであるが、建設改良費の総額が営業費の総額に比して著しく少ない場合その他特別の事由がある場合においては、地方公営企業の営業費及び建設改良費に関連する費用の全額を営業費に整理することを妨げないものであること（施行令第21条）。

- (六) 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがある場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、施行規則別記第7号様式の継続費精算報告書を作成し、決算等と併せて地方公共団体の長に提出しなければならないものであること。この場合においては、地方公共団体の長は、決算の提出と併せて、これを議会に報告しなければならないものであること（施行令第18条の2第2項及び第3項）。
- (七) 管理者は、地方公営企業の業務に係る特定の目的のために定額の資金を運用するための基金が設けられた場合においては、毎事業年度、その運用の状況を示す書類を作成し、決算等の書類と併せて地方公共団体の長に提出しなければならないものであること（施行令第26条の2）。

十 剰余金

- (一) 每事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめるものであること（法第32条第1項）。
- (二) 特定目的のための積立金

1 前事業年度から繰り越した欠損金をうめ、なお利益に残額があるときの利益の処分は、条例又は議会の議決により行うものであること（法第32条第2項）。なお、この利益の処分として企業内部に特定目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならないものであること（施行令第24条第1項）。

2 特定目的のため積み立てた積立金をその目的以外の使途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならないものであること（施行令第24条第2項）。

(三) 資本剰余金

毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例又は議会の議決により行うものであること（法第32条第3項）。

十一 資本金の額の減少

資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができるものであること（法第32条第4項）。

十二 欠損の処理

- (一) 每事業年度欠損を生じた場合において、前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもって欠損金をうめるものであること（法第32条の2）。
- (二) 欠損金をうめるため、資本剰余金を取り崩す場合の順位は次によることが適当であること。

- 1 再評価積立金以外の資本剰余金
- 2 再評価積立金

十三 引当金

- (一) 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表及び貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならないものであること（施行規則第22条）。引当金（資産に係る引当金を除く。）のうち、1年内に使用されないと認められるものは固定負債に、それ以外のものは流動負債に計上するものであること。
- (二) 退職給付引当金は、企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金であって、当該地方公営企業において負担すべきものに限るものであること。退職給付引当金の算定に当たっては、原則法（企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法をいう。）又は簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）のいずれにもよることである。
- (三) 修繕引当金は、企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいい、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上すること。
- (四) 特別修繕引当金は、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいい、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上すること。
- (五) 各事業年度において引当金として整理されるべき金額は、各企業の実情に応じ客観的に妥当であると認められる金額にとどめるべきであって、これを過大に見積って計上することはできないものであること。また、これら引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、この意味で、特定預金等の形態として留保を図ることは適当であると思われること。

十四 繰延資産

- (一) 鉄道事業について、鉄道に係る災害による損失が多額であってその全額を当該災害の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失に相当する額の全部又は一部を繰延資産として整理することができるものであること（施行令第25条第1項）。
- (二) (一)の繰延資産は、当該繰延資産を計上した事業年度の翌事業年度以降5事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならないものであること（施行令第25条第2項）。
- (三) (一)の繰延資産を計上するに当たっては、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第20条第2項の規定によりあらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければならないものであるから注意されたいこと。

十五 繰延収益

- (一) 減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、当該補助金等の相当額を長期前受金勘定をもって繰延収益として整理しなければならないものであること（施行令第26条第1項及び施行規則第21条第1項）。
- (二) (一)の繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却若しくは除却を行い、又は減損損失の処理を行う際に、当該固定資産の減価償却費若しくは残存価額又は減損損失に相当する額に当該固定資産の帳簿価額に対する繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならないものであること（施行令第26条第2項及び施行規則第21条第2項）。
- (三) 固定資産の取得又は改良に充てるために発行した企業債の元金の償還に要する資金（当該資金に係る企業債の元金に要する資金を含む。）に充てるため、一般会計等から繰入れを行った場合においては、当該繰入金の額について、補助金等の例により整理するものとすること。ただし、各事業年度における当該固定資産の減価償却額と当該一般会計等からの繰入金の額との差額が重要でないときは、この限りでないこと（施行規則第21条第3項）。

十六 リース取引に係る会計処理

- (一) ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものであること。
- (二) (1) ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が法第2条第1項各号に掲げる事業であって、施行令第8条の2各号に掲げる事業以外のもの（管理者を置かないことができる企業であるとき）、又は(2)リース物件の重要性が乏しいものであるときについては、事務負担の軽減の観点から、ファイナンス・リース取引であっても、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるものであること（施行規則第55条）。

十七 資産の再評価

地方公営企業の資産は、地方公営企業以外の企業について法の規定の全部若しくは財務規定等を適用することとなった場合又は新たに地方公営企業となったものについて法の規定を適用することとなった場合で、かつ、昭和27年3月31日以前に取得した資産を有するときは、適正な減価償却の基礎を確立するための再評価を行わなければならないものとされているものであること（法附則第2項、施行令附則第5項、第6項及び第11項）。その細目については施行令附則第5項から第13項までに規定するとともに、別に地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）に定めているものであること。

なお、再評価を行った場合は、再評価日後3月以内に別表の様式により総務大臣に再評価の報告をしなければならないものであること（施行令附則第10項）。

十八 資産等の評価基準

- (一) 地方公営企業の資産は、原則としてその取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないものであること（施行規則第8条第1項）。すなわち取得原価主

義を建前として、評価することである。

取得原価とは、資産の取得又は製造等のために要した金額のことをいい、資産の種類や取得の形態に応じて算定方法が異なるものであること。譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とするものであること（施行規則第8条第2項）。

(二) 次に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額としてそれぞれに定める価格を付さなければならないものであること（施行規則第8条第3項）。

- 1 3及び4以外の資産であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの事業年度の末日における時価
- 2 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもののその時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額
- 3 たな卸資産であって、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの事業年度の末日における時価
- 4 満期まで所有する意図をもって保有する債券以外の有価証券事業年度の末日ににおける時価

(三) 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄された場合は、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならず、たな卸資産が毀損、変質又は滅失によりその価値が減少した場合は、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならないものであること（施行規則第9条第1項及び第10条）。

帳簿価額又は帳簿原価を減額すべき場合、その資産が減価償却の対象であり、減価償却累計額がある場合は、その対応する累計額を減額すべき帳簿原価から控除した残額を費用勘定に除却損として計上しなければならないものであること。

固定資産を撤去した場合、この撤去物件のうち再用品とするものについては当該撤去物件の帳簿価額以内でたな卸資産に振り替えるものであること（施行規則第9条第2項）。

(四) 地方公営企業のたな卸資産の受払については、継続記録法によって行うべきものであること。なお、この整理については特別なものは個別法によることも差し支えないものであるが、これ以外の一般たな卸資産については、先入先出法又は移動平均法によって整理し、しかも、毎年度同一方法で継続して行い、特別の事由がなければみだりに変更してはならないものであること（施行規則第11条）。

たな卸資産の実地たな卸は毎年1回以上必ず実行し、その帳簿価額の正確を期すべきものであり、その回数方法等については企業管理規程で定めて励行すべきものであること。

(五) 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができるものであること（施行規則第8条第6項）。

(六) 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができるものであること（施行規則第8条第7項）。

- 1 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産
- 2 1のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適當な資

産

(七) 地方公営企業の負債は、原則として、債務額をもって帳簿価額としなければならないものであること（施行規則第12条第1項）。

退職給付引当金等の引当金及び払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならないものであること（施行規則第12条第2項）。

事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができること（施行規則第12条第3項）。

十九 減価償却

(一) 地方公営企業の固定資産は、土地、立木及び建設仮勘定を除いては必ず減価償却を行い、その減価償却費は損益勘定中の費用に計上すべきものであること（施行規則第13条本文）。

(二) この減価償却をすべき資産のうち管理者の定めるものを取替資産とすることができるものであること（施行規則第13条ただし書）。

(三) 有形固定資産の減価償却は定額法又は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、定額法）の方法をもって行い、無形固定資産の減価償却は定額法によって行うものであること。なお、同一事業の中で、資産の種類により、減価償却の方法を異にして償却を行うときは、建物、機械装置等の施行規則別表第2号に定める種類の区分ごと（建物にあっては、平成10年4月1日以後に取得したものを除く。）を行い、定額法又は定率法のいずれの方法によるべきかは、資産の性質を十分考慮して定めるべきものであること（施行規則第14条第1項）。

(四) 取替資産の減価償却は、これらの方法によらず、取替法によって行うことができるものであること（施行規則第14条第2項）。

(五) 法定事業及び病院事業以外の事業について、有形固定資産の減価償却を定額法又は定率法によって行い難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができるものであること。この場合の減価償却の方法としては、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならず、有料道路事業のごとく、その性質上、定額法又は定率法以外の方法による減価償却を行うことが適當と考えられる場合がある事業について、客観的に妥当と認められる範囲において特例的に認められる利用高比例法等が予想されるものであること（施行規則第14条第3項）。

(六) いずれの方法によっても、その方法を毎年継続して行うものであって、特別の事由がなければ、みだりに変更してはならないものであること。

(七) 有形固定資産の減価償却は、資産の帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで行い、無形固定資産の減価償却は、帳簿価額がなくなるまで行うものであること（施行規則第15条第1項ただし書及び第16条第1項）。ただし、次に掲げる有形固定資産については、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達するまで減価償却を行った後においてなお事業の用に供されている場合には、その帳簿原価の100分の5に相当する金

額に達した翌事業年度から、その有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができるものであること（施行規則第15条第3項）。

- 1 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- 2 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

（八） 償却資産の各事業年度の減価償却額は、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数に応じ、定額法によって行う場合には、その資産の帳簿原価の100分の90に相当する額（無形固定資産にあっては当該帳簿原価）に、定率法によって行う場合には当該事業年度開始の時における帳簿価額に施行規則別表第4号に掲げる償却率を乗じて算出した金額とするものであること（施行規則第15条第1項及び第16条第1項）。ただし、施行規則別表第2号又は別表第3号に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができるものであること（施行規則第15条第4項及び第16条第3項）。

- 1 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。
- 2 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 3 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 4 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 5 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 6 その他1から5までに掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。

（九） 地方公営企業の経営の健全性を確保するために必要がある場合には、直接営業の用に供する償却資産について、各事業年度の通常の減価償却額に100分の50を超えない範囲内において、企業管理規程で定めた率を乗じた額を加えた金額を各事業年度の減価償却額とすることができるものであること（施行規則第15条第2項及び第16条第2項）。

（十） 地方公営企業の固定資産の減価償却は原則として資産を取得した翌年度から行うものであるが、使用又は取得した当月又は翌月から月割によって減価償却を行うことも差し支えないものであること（施行規則第15条第5項及び第16条第4項）。

（十一） 減価償却累計額は、その資産の価額を減額する場合のほか減額してはならないものであること（施行規則第15条第6項）。この場合において一体として減価償却を行って

いる有形固定資産を撤去するときは、その撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出した額を、当該撤去する資産に対応する減価償却累計額として減額すること（施行規則第15条第7項）。

(十二) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係るリース資産の減価償却は定額法によって行い、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として減価償却費を算定すること（施行規則第17条）。

(十三) 投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その種類に従い、(三)から(十一)までの例により行わなければならないものであること（施行規則第18条）。

(十四) 地方公営企業の償却資産で施行規則別表第2号又は別表第3号に掲げられていない固定資産の耐用年数については、これらに掲げる資産の耐用年数に準ずるか又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2若しくは別表第3に規定する耐用年数を用いること。

二十 表示

予定損益計算書及び損益計算書における損益の表示並びに予定貸借対照表及び貸借対照表における資産又は負債の表示については、それぞれ施行規則第23条から第34条までの規定によるものであること。

二十一 注記

(一) 会計に関する書類（法第25条の予算に関する説明書並びに法第30条第7項の決算について作成すべき書類、同条第1項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第6項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。）には、次に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならないものであること（施行規則第35条）。

- 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 2 予定キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する注記
- 3 予定貸借対照表及び貸借対照表に関する注記
- 4 セグメント情報に関する注記
- 5 減損損失に関する注記
- 6 リース契約により使用する固定資産に関する注記
- 7 重要な後発事象に関する注記
- 8 その他の注記

(二) (一)に規定する事項に関する注記の内容については、それぞれ施行規則第37条から第44条までの規定によるものであること。

二十二 計理状況の報告

管理者は、毎月末日をもって試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならないものであること（法第31条）。この試算表及び書類をもって監査委員の例月検査を受けられたいこと。

二十三 資産の取得、管理及び処分

- (一) 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行うものであること（法第33条第1項）。なお、その資産には、地方自治法第238条第3項の行政財産のみならず同項の普通財産も含まれるものであること。
- (二) 次表に掲げる地方公営企業の用に供する資産の取得又は処分でその予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）の金額が同表に掲げる金額を下らない範囲で条例で定める重要なものについては、予算で定めなければならないものであること（法第33条第2項並びに施行令第17条第1項第12号、第26条の3及び別表（第26条の3関係））。

不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が都道府県にあっては1件2万平方メートル以上、指定都市にあっては1件1万平方メートル以上、市町村にあっては1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡	都道府県 70, 000千円
	指定都市 40, 000千円
	市（指定都市を除く。） 20, 000千円
	町村 7, 000千円

なお、このことに伴い地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分については、1件ごとについての地方公共団体の議決は経る必要がないものであること（法第40条第1項）。

- (三) 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定めるものであること（法第33条第3項）。
- (四) 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第238条の4第2項から第5項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令第169条の2各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができるものであること。この場合においては、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができ、借受人は、これによって生じた損失につきその補償を求めるものであること（施行令第26条の5並びに地方自治法第238条の5第4項及び第5項）。

二十四 契約

地方公営企業の業務に関する契約については、随意契約に係る規定（施行令第21条の14及び別表第1）、入札保証金及び契約保証金の率又は額を管理規程で定めること（施行令第21条の15）を除き、地方自治法並びに地方自治法施行令及び地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用になるものであること（地方自治法第234条から第234条の3まで及び地方自治法施行令第167条から167条の17まで参照）。

二十五 公金の徴収又は収納の委託

(一) 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務について、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に委託することができるものであること（法第33条の2）。この場合において、管理者は、次の基準に該当する場合に限り、当該事務を委託するものとし、安易に委託することは厳に慎むべきものであること。

- 1 その私人に公金の徴収又は収納の事務を委託することにより当該地方公営企業の経済性がよりよく発揮され、かつ、住民の便益の増進が確実に期せられること。
 - 2 委託された事務を十分遂行する意思と能力を有する私人であること。
 - 3 委託された場合において、徴収又は収納された公金の保管が安全であると認められること。
- (二) 公金の徴収又は収納の事務の私人への委託は、住民の便益及び地方公営企業の収入の確保に関する事項であることにかんがみ、当該委託については、次の手続が必要であるものであること。

- 1 管理者は、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないものであること（施行令第26条の4第1項）。
- 2 公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し又は収納した公金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならないものであること（施行令第26条の4第2項）。
- 3 管理者は、その命じた職員に公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者の当該公金の徴収又は収納に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものであること（施行令第26条の4第3項及び第21条の11第3項）。

二十六 職員の賠償責任

(一) 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について次のように準用するものであること（法第34条）。

1 管理者若しくは出納その他の会計事務及び決算の調製事務について管理者の権限を行う者若しくは管理者若しくは管理者の権限を行う者の出納その他の会計事務及び決算の調製事務を補助する職員又は地方公営企業の業務に関し、資金前渡を受けた企業職員その他の地方公共団体の職員、占有動産を保管している地方公営企業の職員又は物品を使用している地方公営企業の職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないものであること。

2 地方公営企業の業務に係る支出負担行為、支出若しくは支払又は地方自治法第234条

の2第1項の監督若しくは検査を行う権限を有する地方公営企業の職員又はその権限に属する事務を直接補助する地方公営企業の職員で地方公共団体の規則又は企業管理規程で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより地方公共団体に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならないものであること。

3 1及び2の場合において、その損害が2人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものであること。

(二) 賠償の命令

1 管理者(管理者が置かれていらない地方公営企業にあっては、地方公共団体の長)は、(一)の職員が(一)の行為によって当該地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないものであること。

なお、当該監査委員の意見の決定は、監査委員の定数が2人以上である場合においては、その合議によるものであること。

2 地方自治法第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならないものであること。この場合においては、1による監査委員の監査及び決定を求めることが要しない。また、賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならず、この場合は、地方自治法第96条第1項第12号の規定にかかわらず議会の議決を要しないものであること。

3 2による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならないものであること。

(三) 賠償責任の全部又は一部の免除

1 (二)の1により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、管理者(管理者が置かれていらない地方公営企業にあっては、地方公共団体の長)は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであるとの証明を相当と認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができるものであること。ただし、条例で定める場合には、議会の同意を得なければならないものであること。なお、管理者限りで賠償責任を免除することができる途を開いたのは、地方公営企業の特質にかんがみ必然的に日常定型的に発生するものについては管理者の権限と責任において弾力的に処理し企業の能率的運営を確保しようとする趣旨であるので、条例には例えば一定金額以上というように特に賠償責任の重大なものに限って規定することが適当であること。また、当該同意を求めるに当たって、当該地方公営企業に管理者が置かれているときは、管理者は当該同意を求める議案の作成に関する資料を作成して地方公共団体の長に送付し、地方公共団体の長は、この資料に基づいて当該同意を求める議案を作成し、議

会に提出しなければならないものであること。

2 1の免除を行う場合において管理者（管理者が置かれていらない地方公営企業にあっては、地方公共団体の長）は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬものであること。なお、地方公共団体の長は、1の免除について同意を求める議案を議会に提案するときは、この監査委員の意見も併せて議会に付議しなければならぬものであること。

また、監査委員の意見の決定は、監査委員の定数が2人以上である場合においては、その合議によるものであること。

(四) 不服申立て

(二)の1の処分に不服がある者は、次のように当該処分について不服申立てができるものであること。

1 (二)の1の処分に不服がある者は、当該地方公共団体の長に当該処分について審査請求((二)の1の処分を行った者（以下「処分者」という。）が地方公共団体の長であるときは、異議申立て。以下1において同じ。）をすることができるものであること。この審査請求があったときは、当該地方公共団体の長は議会に諮問して当該審査請求について議決（異議申立てについては、決定）しなければならず、当該議会はこの諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならないものであること。

2 (二)の1の処分に不服がある者で1の地方公共団体の長の審査請求についての裁決（処分者が地方公共団体の長であるときは、異議申立てについての決定）に不服がある者は、処分者が都道府県（都道府県の加入する一部事務組合を含む。）が経営する地方公営企業の管理者又はその地方公共団体の長である場合には総務大臣に、処分者が都道府県以外の地方公共団体の経営する地方公営企業の管理者又は当該地方公共団体の長である場合には都道府県知事に再審査請求（処分者が地方公共団体の長である場合には、審査請求）をすることができるものであること。

3 (二)の2による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令については、当該処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができないものであること。

(五) (一)によって損害を賠償しなければならない場合においては、(一)の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しないものであること。なお、(一)によって損害を賠償しなければならない場合以外の損害賠償については、(一)は賠償責任に関する民法の規定の適用を排除するものではないものであること。

第四節 企業職員の身分取扱いに関する事項

企業職員の身分取扱いについては、法は地方公務員法に対する特例を定めたものであり、法に特別の定めがあるもの及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等に定めのあるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによるものであること（法第6条及び第36条から第39条まで）。

一 労働関係

企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律の定めるところによるものであること（法第36条）。

二 職階制

企業職員については、地方公務員法第23条の規定は適用されず(法第39条第1項)、職階制の実施は任意であり、かつ、その実施は管理者が行うものであること(法第37条第1項)。なお、この職階制を実施する場合においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならないものであること(法第37条第2項)。

三 給与

企業職員の給与については、企業の特殊性にかんがみ、地方公務員法第24条から第26条までの規定は適用されず、給与の性格、決定等について次のように定められているものであること(法第38条)。なお、企業職員の給与に関する事項は、団体交渉の対象となりうるものであり、これについては地方公営企業等の労働関係に関する法律中に所要の規定が設けられているものであること(地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条から第10条まで)。

- 1 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならないものであること(法第38条第2項)。すなわち、企業職員の給与の性格は、いわゆる職務給であることに加え、職務遂行に当たって職員の発揮した能率が給与の面に十分考慮されるいわゆる能率給でなければならないことが法文上明確にされているものであること。したがって、職務の内容と責任、職員の勤務成績と無関係に年功序列のみによって決定されるような給与は、法律の趣旨に反するものであること。
- 2 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならないものであること(法第38条第3項)。企業職員の給与を決定するに当たって考慮すべき公務員等の給与は、同一又は類似の職種のそれであることに留意する必要があること。したがって、企業職員についてその職種に関係なく一律に国又は地方公共団体の行政事務に従事する職員の給与と同一の給与を定めたり、当該企業の経営の状況と全く無関係に給与を定めたりするようなことは、法律の趣旨に反するものであること。
- 3 企業職員の給与の種類は、給料及び手当とされているものであり(法第38条第1項)、各企業における企業職員の給与の具体的な種類及び基準は、条例で定めるものであること(法第38条第4項)。なお、給与の額、支給方法等の細目的事項は、管理規程で定めるものであること(法第9条第2号)。

四 他の法律の適用除外等

- (一) 企業職員については、地方公務員法第5条、第8条(第1項第6号、第3項及び第5項を除く。)、第14条第2項、第23条から第26条の3まで、第26条の5第3項、第37条、第39条第4項、第40条第2項、第46条から第49条まで、第52条から第56条まで及び第58条(同条第3項中労働基準法(昭和22年法律第49号)第14条第2項及び第3項に係る部分並びに同法第75条から第88条まで及び船員法(昭和22

年法律第100号) 第89条から第96条までに係る部分(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する者に適用される場合に限る。)を除く。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第4条第2項、第7条、第8条、第14条、第15条及び第19条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第6条並びに行政不服審査法の規定は適用されず(法第39条第1項)、企業職員のうち指定職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職員をいう。)以外の職員については、地方公務員法第36条の規定は適用されないものであること(法第39条第2項及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職の基準に関する政令(昭和40年政令第278号))。したがって、人事委員会(公平委員会)では、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き原則として関与しないものであること。また、企業職員の任用、分限及び懲戒、服務(争議行為等の禁止に関する規定及び指定職員以外の職員については政治的行為の制限に関する規定を除く。)、研修及び勤務成績の評定(人事委員会の権限に関する規定を除く。)、福祉等については、他の一般職に属する地方公務員と同様の取扱いを受けるものであること。おって、地方公務員法第37条の規定が企業職員に適用されないのは、争議行為等を企業職員に認める趣旨ではなく、これについては企業職員の労働関係として地方公営企業等の労働関係に関する法律中に相当規定が設けられているものであること(地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条及び第12条参照)及び企業職員については、労働基準法の全面的適用があることに注意すること。

(二) 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定の適用については、次のとおりであること。すなわち、職員(非常勤職員、臨時に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、5分の1勤務時間(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間(以下「週間勤務時間」という。)に5分の1を乗じて得た時間に端数処理(5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下同じ。)を行って得た時間をいう。)に2を乗じて得た時間に10分の1勤務時間(週間勤務時間に10分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。)を加えた時間から8分の1勤務時間(週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。)に5を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができるものであること。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでないこと(法第39条第3項)。

(三) 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の適用については、次のとおりであること。すなわち、任命権者は、同法第12条において準用する同法第5条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の条例で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継

続している期間、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができるものであること。この場合において、同法第13条及び第16条の規定を準用すること（法第39条第3項）。

- (四) 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項の規定の適用については、次のとおりであること。すなわち、任命権者は、同条第1項及び第2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認その他の処分を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることができ当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものであること。
- 1 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認に相当する承認その他の処分
 - 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第7項の規定により読み替えて準用する同条第3項から第5項までの規定を最低基準として定める管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあっては、同法第61条第7項の規定により読み替えて準用する同条第5項の規定による承認）
 - 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による承認に相当する承認その他の処分

第五節 一部事務組合及び広域連合に関する特例に関する事項

一 組織に関する特例

- (一) 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合の名称は、その経営する事業内容を明確に反映させるため、企業団としていること（法第39条の2第1項）。
- (二) 企業団の管理者の名称は、企業長とし、企業団には、組織の一元化を図るため地方公営企業の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行うものであること（法第39条の2第2項）。
- (三) 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものであること（法第39条の2第3項）。企業団の円滑な運営を確保するためには、企業団を組織するすべての地方公共団体の長の信頼の下に企業長が業務を執行することが必要であるので、企業長の選任方式は原則的には共同任命としているものであるが、企業団設立の事情等によりこの方式により難い場合もあるので、規約で別段の定めをすることができるものであること。なお、企業長は、常勤の特別職とし、企業長の欠格事由、任期、罷免、懲戒、失職、兼業禁止等については、地方公営企業の管理者及び委員会の委員等に関する規定が準用されるとともに、企業長には秘密を守る義務に関する地方公務員法第34条の規定が準用されるものであること（法第39条の2第4項、第7条の2第2項及び第4項から第10項まで、地方自治法第180条の5第6項から第8項まで並びに地方公務員法第3条第3項第1号の3及び第34条）。

- (四) 企業団には、その経営する企業の適切な運営を期するため、監査委員を置き、監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任するものであること（法第39条の2第5項）。また、監査の対象が、専ら企業の経営に関する事務のみを共同処理する企業団であるから、必ずしも常勤の監査委員を置くこととする必要はなく、当該企業団を組織する地方公共団体の監査委員に兼務させることも差し支えないものであること。
- (五) 監査委員及び議会の補助組織の職員については、原則として企業職員のほかに選任の職員を置くことなく、企業職員に監査委員等の補助組織の職員を兼ねさせることが適当であること。
- (六) 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合の名称は、広域連合企業団とし、広域連合企業団の長の下に地方公営企業の管理者を置くものであること。ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができるものであること（法第39条の2第6項及び第7条ただし書）。

二 財務に関する特例

- (一) 企業団又は広域連合企業団（以下「企業団等」という。）における地方公営企業以外のすべての財務、例えば企業団等の議会及び監査委員等に関する財務についても、企業団等における財務を一元化するため、法第17条から第35条まで及び附則第2項の適用があるものであること（法第39条の3第1項）。したがって、企業団等の財務はすべて法で定める発生主義に基づく企業会計方式によって行うものであるとともに、出納その他の会計事務は企業団にあっては企業長、広域連合企業団にあっては管理者が行うものであり、会計管理者は置かないものであること。また、この場合においては、地方公営企業に係る経費以外の経費も、地方公営企業の経費と併せて当該地方公営企業の会計に計上して経理するものであるが、企業団等において二以上の地方公営企業を経営し、それぞれ特別会計を設けて経理している場合にあっては、当該地方公営企業に係る経費以外の経費を、これらの地方公営企業に専属する収益又は費用の総額等によってあん分し、それぞれの会計において経理することが適當であること。ただし、これら二以上の地方公営企業のうち一がその規模において著しく大きい場合には、企業団等における地方公営企業に係る経費以外の経費を、当該規模の大きい地方公営企業の会計において経理することとしても差し支えないものであること。
- (二) 企業団等とこれを組織する地方公共団体との間の経費の負担区分を明確化するため、法第17条の2から第18条の2まで並びに施行令第8条の5及び附則第14項の規定は、企業団等を組織する地方公共団体の当該企業団等に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用されること（法第39条の3第2項及び施行令第26条の6）。
- (三) 法第2条第2項又は第3項の規定により法の財務規定等のみが適用される企業の経営に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合についても、前記(一)及び(二)に示した財務に関する特例が準用されること（法第39条の3第3項及び施行令第26条の6）。

第六節 雜則に関する事項

一 地方自治法の適用除外

- (一) 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない（法第40条第1項）。
- (二) 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっ旋、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しないものであること（法第40条第2項）。なお、当該条例には、係争金額の多額なもの、事案の複雑なもの等重要な事案に限定して規定すべきものであること。

二 業務状況の報告

住民の福祉の増進を目的としている地方公営企業の経営について住民に判断の資料を与えるため管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少なくとも2回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出し、長は遅滞なくこれを公表するものであること（法第40条の2第1項）。地方公営企業についてはこの長の行う公表をもって地方自治法第243条の3第1項の規定により毎年2回以上地方公共団体の長の行う財政状況の公表とみなすものであること（法第40条の2第2項）。

三 助言等

- (一) 総務大臣は、地方公営企業が経営の基本原則に合致して経営されるように、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができるものであること（法第40条の3第1項）。
- (二) 総務大臣は、助言又は勧告を行う必要がある場合においては、地方公共団体に対し、地方公営企業の経営に関する事項について報告を求める能够のこと（法第40条の3第2項）。
- (三) 報告は、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（都道府県又は指定都市の加入する一部事務組合を含む。以下この節において同じ。）にあっては総務大臣に、その他の地方公共団体にあっては都道府県知事を経由して総務大臣に提出するものであること（施行令第28条第1項）。
- (四) 地方公営企業を経営する地方公共団体又は地方公営企業以外の企業を経営する地方公共団体が法の規定の全部、財務規定等又は財務規定等を除く法の規定の適用を受け、又は受けないこととなった場合においては、遅滞なく、それぞれその旨を地方公営企業法適用状況異動報告書により前記（三）の方法によって、総務大臣に報告しなければならないものであること（施行令第28条第2項及び第3項）。
- (五) 地方公営企業法適用状況異動報告書を作成するに際しては、次の事項に留意すること（施行規則別表第21号）。
- 1 所在地欄には当該地方公営企業の主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 2 適用方法欄には、法第2条第1項の規定により法の規定の全部が当然に適用されたものにあっては「法第2条第1項全部適用」と、法第2条第2項の規定により財務規定等

が当然に適用されたものにあっては「法第2条第2項財務適用」と、法第2条第3項及び施行令第1条第1項の規定により条例で財務規定等を除く法の規定を適用したものにあっては「令第1条第1項全部適用」と、法第2条第3項及び施行令第1条第2項の規定により条例で法の規定の全部又は財務規定等を適用したものにあっては「令第1条第2項全部適用」又は「令第1条第2項財務適用」と、適用しなくなった場合は「適用廃止」とそれぞれ記載するものであること。

3 損益勘定所属部門の職員数欄には、当該企業の営業活動に従事する職員数を、資本勘定所属部門の職員数欄には、建設又は改良工事に従事する職員数を記載し、同一人が資本勘定部門と損益勘定部門の両部門に属する場合は、その者の両部門における稼動日数等によってあん分し、記載するものであること。

4 その他参考事項欄には、(一)従前の適用方法、(二)管理者の設置又は不設置、(三)財務規定等を適用した場合における会計及び決算の事務に係る権限のうち会計管理者が行う権限、(四)管理者を置いた場合管理者の職名等を記載するものであること。

5 組織図は、地方公営企業の業務を分掌させるため、設置された局部課の組織図表を記載すること。

6 施設の概要欄には、次の事項について記載するものとし、次に掲げる事業以外の事業については、これに準じて記載するものとすること。

水源等							給水人口等							水道事業					
導送配水管延長(km)			種別(表流水、地下水、受水、ダム、伏流その他)				普及率(%)		現在給水人口(人)			行政区域内人口(人)							
							B/A		B			A							
その他		車両数				運転系統				営業路線									
停留所数(所)	営業所数(所)	計(両)	五年未満(両)	五年以上(両)	一〇年以上(両)	二〇年以上(両)	平均(km)	最短(km)	最長(km)	運転系統長(km)	運転系統数(本)	合計(km)	貨物専用線(km)	休止線(km)	複線(km)	単線(km)	営業線(km)	交通事業	
送電設備	変圧器	発電機				水車				能力		貯水量	堰堤		方式(火力、水路、堰堤等の別)		電気事業		
送配電線延長(km)	製造年月日	製造年月日	型番	製造年月日	回転数(R・P・M)	電圧	容量	種類	製造年月日	回転数(R・P・M)	周波数	キロワット数	種類	常時	最大(キロワット)	有効貯水量(t)	高さ(m)	頂長(m)	発電所名
ガス溜	受入設備						製造設備									ガス事業			
ガス溜(基、立方m)	電動機(馬力)	ガスエンジン(馬力)	ガス排送機	電気混入用(灯計量器)	受入用乾式(灯計量器)	整圧器	送圧器	基制圧器(リ)	基計量器(立法m/時)	脱流器(リ)	拭洗器(リ)	洗滌器(リ)	タール排除器(リ)	排送器(リ)	冷却器(リ)	発生炉(立法m/日)			

7 業務の概要欄には、次の事項について記載するものとし、次に掲げる事業以外の事業については、これに準じて記載するものとすること。

料金		職員		業務		総排水量				水道事業	
用 口 径 1 3 mm)	1月20立方m当たり料金(家庭)	職 員 数 (人)	有 収 率 (%)	年間總有收水量 (立方m)	一日平均配水量 (立法m/年)	一日最大配水量 (立法m/年)	年間總排水量 (立方m)	排水能力 (立法m/年)			
料金 (円)	乗車人員				運転距離		使用車両		交通事業		
	一車一日当平均 (人)	一日当平均 (人)	年 計 (人)	一日平均 (km)	年 計 (km)	一日平均 (両)	年 計 (両)				
料金 (円)	発生電力量										
	計 (K W H 年)	供給先別販売用 電力量 (K W H 年)									自家用電力量 (K W H 年)
料金 (円)	供給範囲	供給量				生産量					
	供給戸数 (戸)	計 (リ)	その他の 用(リ)	自家用 (リ)	工業用 (リ)	一般用 (立方m/年)	カーボン (リ)	タール (リ)	その他の 用(リ)	期末貯蓄量 (リ)	出荷量 (リ)
										ガス	
										その他の (リ)	石炭ガス (立方m/年)
										天然ガス (リ)	ガス事業

四 国と地方公営企業を経営する地方公共団体との関係

地方公営企業の経営に関し、地方公共団体相互間で協議が調わない場合において、関係地方公共団体の申出に基づき、都道府県又は指定都市が当事者である場合には総務大臣、その他の場合は都道府県知事が、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができるものであること（法第41条及び施行令第27条）。これらのあつ旋、調停及び勧告は各事業法規に定める裁定、命令等の発動の前に活用されることが期待されるものであること。

五 地方公共企業体

地方公営企業を能率的かつ合理的に経営するため地方公営企業に間接経営方式を導入することとし、その一形態として地方公共団体は地方公共企業体を設けることができるものとし、その具体的な規定は別に法律をもって定めるものとしていること（法第42条）。

別表 地方公営企業資産再評価報告書

(1) 総 括

地方公共団体名		都(道府県)(市町村)		事業名	事業	
法適用日		昭和 年 月 日		再評価日	昭和 年 月 日	
取得価額	基準額又は範囲額	再評価額	再評価以前の帳簿価格	再評価差額	欠損金補てん額	再評価積立額
円	円	円	円	円	円	円

(2) 内 訳

資産の種類	取得価額	基準額又は範囲額	再評価額	再評価以前の帳簿価額	再評価差額
有形固定資産	円	円	円	円	円
土地					
木					
何々					
その他事業用資産					
無形固定資産					
何々					
何々					
総計					

地方公営企業法施行令附則第11項の規定により準用される同令附則第10項の規定に基づき上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

地方公共団体の長の職及び氏名印

総務大臣

殿

(注) 1 「総括」の金額は、「内訳」の総計について記載すること。

2 「内訳」中資産の種類の区分は、再評価の対象となる資産につき施行規則別表第1号勘定科目等の資産の区分に従って区分して記載すること。

第二章 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行による取り扱いについて

第一節 資金不足比率の算定及び公表

一 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、次の表に掲げる特別会計の区分に応じ、(一)により算定した資金の不足額を(二)により算定した事業の規模で除して得た数値をいうものであること（健全化法第22条第2項）。

なお、健全化法において、公営企業とは、法適用企業（法第2条の規定により法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。以下この節において同じ。）及び法非適用企業（地方財政法施行令第46条に規定する公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下この節において同じ。）をいうものであり、特別会計を単位として健全化法の適用を受けるものであること。

また、資金不足比率は、原則として、当該年度の前年度の決算により算定を行うものであり、決算によらない算定要素については当該年度の前年度の末日を基準として算定を行うものであること。

なお、法適用企業に係る会計処理の基準が法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合には、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置が講じられるものであること（健全化法施行令第28条）。

特別会計の区分		資金の不足額 の算定方法	事業の規模 の算定方法
法 適 用 企 業	I 宅地造成事業を行わないもの	A	E
	II 宅地造成事業のみを行うもの	B	F
	III I及びII以外のもの	B	E
法 非 適 用 企 業	I 宅地造成事業を行わないもの	C	G
	II 宅地造成事業のみを行うもの	D	H
	III I及びII以外のもの	D	G

(一) 資金の不足額

A (流動負債の額－次のaからcまでに掲げる額の合算額) + (建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - (流動資産の額－当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額) - (解消可能資金不足額)（健全化法施行令第3条第1項第1号及び第16条）

- a 建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、流動負債として整理されているものの額
 - b 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、流動負債として整理されているものの額
 - c 一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額
- B Aに掲げる算式により算定した額－土地の売払代金としての前受金＋土地評価差額（健全化法施行令第3条第1項第2号及び第16条）
- C 歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額－解消可能資金不足額（健全化法施行令第3条第1項第3号及び第16条）
- D Cに掲げる算式により算定した額－土地収入見込額（健全化法施行令第3条第1項第4号及び第16条）

(二) 事業の規模

- E 営業収益の額－受託工事収益の額

（ただし、当該法適用企業に係る施設の管理を指定管理者に行わせた場合で利用料金を当該指定管理者の収入として收受させたときにあっては、当該利用料金の額の合計額に相当する額を加算する。）（健全化法施行令第17条第1号）

- F 資本の額＋負債の額（健全化法施行令第17条第2号）

- G 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（ただし、当該法非適用企業に係る施設の管理を指定管理者に行わせた場合で利用料金を当該指定管理者の収入として收受させたときにあっては、当該利用料金の額の合計額に相当する額を加算する。）（健全化法施行令第17条第3号）

- H 資本の額に相当する額として健全化法施行規則第19条第2項の規定により算定した額（同項に規定する場合に限る。）＋負債の額に相当する額として健全化法施行規則第19条第1項の規定により算定した額（健全化法施行令第17条第4号）

(三) 用語の意義

- 1 流動負債の額とは、施行令第15条第2項の流動負債の額をいうものであること。
- 2 建設改良費等とは、公営企業の建設又は改良に要する経費及びこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条各号に規定する経費をいうものであること（地方財政法施行令第15条第1項第1号及び第2号）。
- 3 流動資産の額とは、施行令第14条の流動資産の額をいうものであること。
- 4 解消可能資金不足額とは、健全化法施行令第3条第2項並びに健全化法施行規則第5条及び第6条の規定により算定された額をいうものであること。
- 5 土地収入見込額とは、販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額として健全化法施行規則第4条の規定により算定した額をいうものであること（健全化法施行令第3条第1項第2号ハ）。
- 6 土地評価差額とは、土地収入見込額が販売を目的として所有する土地（売買契約の申

込みの勧誘を行っていないものを除く。) の帳簿価額に満たない場合における当該満たない部分の金額及び販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額の合算額をいうものであること(健全化法施行令第3条第1項第2号ハ)。

- 7 歳入額とは、前年度の決算における歳入額からその翌年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除いた額をいうものであること(健全化法施行令第3条第1項第3号ハ)。
- 8 指定管理者とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、利用料金とは、同条第8項に規定する利用料金をいうものであること。
- 9 資本の額とは、施行令第15条第1項の資本の額をいうものであること。
- 10 負債の額とは、施行令第15条第2項の負債の額をいうものであること。

二 資金不足比率の公表

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないものであること(健全化法第22条第1項)。なお、意見の決定は、監査委員の合議によるものであること(健全化法第3条第2項及び第22条第3項)。

また、資金不足比率の算定及び公表を行う地方公共団体には、公営企業を経営する一部事務組合、企業団その他の地方公共団体の組合及び地方開発事業団も含まれるものであること(健全化法第22条第1項)。

- (一) 地方公共団体の長は、公表した資金不足比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村(以下この節において「市町村」という。)及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならないものであること。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該資金不足比率を総務大臣に報告しなければならないものであること(健全化法第3条第3項及び第22条第3項)。

なお、地方公共団体の組合については、都道府県の加入するものの長にあっては総務大臣に、都道府県の加入するもの以外のものの長にあっては都道府県知事に報告しなければならないものであること(地方自治法第292条)。

- (二) 都道府県知事及び総務大臣は、毎年度、(一)により受けた報告を取りまとめ、その概要を公表するものであること(健全化法第3条第4項、第5項及び第22条第3項)。
- (三) 地方公共団体は、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を当該資金不足比率を公表した日から5年間、その事務所に備えて置かなければならないものであること(健全化法第3条第6項、第22条第3項及び健全化法施行令第18条)。
- (四) 包括外部監査対象団体(地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。)においては、包括外部監査人(同法第252条の29に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。)は、同法第252条の37第1項の規定による監査のため必要があると認めるときは、二により公表された資金不足比率及びそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができるものであること（健全化法第3条第7項及び第22条第3項）。

第二節 経営健全化計画

一 経営健全化計画の対象となる公営企業

地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として健全化法施行令第19条に規定する数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならぬものであること。経営健全化基準は20%（公営競技を行う法適用企業にあっては0%）であること。ただし、事業を開始する前の公営企業及び繰越欠損金のない法適用企業は除くものであること（健全化法第23条第1項本文）。

なお、健全化法第23条第1項本文の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合及び健全化法施行令第20条第1項に該当する場合は、経営健全化計画の策定を要しないものであること（健全化法第23条第1項ただし書）。

二 経営健全化計画の策定手続等

(一) 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものであること（健全化法第23条第2項）。

- 1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
- 2 計画期間
- 3 経営の健全化の基本方針
- 4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
- 5 各年度ごとの4の方策に係る収入及び支出に関する計画
- 6 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- 7 1から6までに掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(二) 経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、四の(一)にあるとおり、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならず、この場合において、地方自治法第252条の41第4項の規定に基づき議会の議決を経なければならないものであること。

(三) 地方公共団体の長は、経営健全化計画を作成及び変更する場合には、議会の議決を経て定めなければならないものであること（健全化法第5条第1項及び第24条）。

(四) 管理者は、法第9条第6号の規定に基づき、当該経営健全化計画の作成及び変更に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

また、経営健全化計画が定められた場合には、当該計画を踏まえ、その担任する業務を執行すべきものであること。

(五) 地方公共団体は、経営健全化計画を定めたとき及び変更した（健全化法施行令第21条に規定する軽微な変更を除く。）ときは、速やかに、これを公表するとともに、第一節の二の(一)の区分に従い、総務大臣又は都道府県知事に、報告しなければならないものであ

ること。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該経営健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならないものであること（健全化法第5条第2項、第3項及び第24条）。

- (六) 都道府県知事及び総務大臣は、毎年度、(五)により受けた報告を取りまとめ、その概要を公表するものであること（健全化法第5条第4項及び第24条）。
- (七) 経営健全化計画を定めている地方公共団体（以下「経営健全化団体」という。）の長は、毎年9月30日までに、前年度における決算との関係を明らかにした経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、第一節の二の(一)の区分に従い、総務大臣又は都道府県知事に、当該経営健全化計画の実施状況を報告しなければならないものであること。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならないものであること（健全化法第6条第1項及び第24条）。
- (八) 都道府県知事及び総務大臣は、毎年度、(七)により受けた報告を取りまとめ、その概要を公表するものであること（健全化法第6条第2項、第3項及び第24条）。
- (九) 総務大臣又は都道府県知事は、(七)の前段による報告を受けた経営健全化団体の経営健全化計画の実施状況を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化が著しく困難であると認められるときは、当該経営健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができ、当該勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものであること。都道府県知事にあっては、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならないものであること（健全化法第7条第1項から第3項まで及び第24条）。
- (十) (九)による勧告を受けた経営健全化団体の長は、速やかに、当該勧告の内容を議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である経営健全化団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならないものであること（健全化法第7条第4項及び第24条）。

三 財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との調整

健全化法第4条第1項に規定する財政健全化計画又は同法第8条第1項に規定する財政再生計画を定めている地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たっては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならないものであること（健全化法第25条第1項）。

四 地方自治法の監査の特例

- (一) 経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、当該計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の監査の要求をしなければならないものであること。この場合、当該地方公共団体の長は、要求と併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないものであること（健全化法第26条第1項）。
- (二) 経営健全化団体が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該経営健全化団体の包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第1項の規定による監査をするに当たっては、同条第2項の規定によるほか、当該経営健全化団体の財務に関する事務の執行及

び当該経営健全化団体の経営に係る事業の管理が、公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうかに、特に、意を用いなければならないものであること（健全化法第26条第2項）。

五 公営企業の経営の健全化が完了した団体の報告等

- (一) 経営健全化計画による公営企業の経営の健全化が完了した地方公共団体の長は、公営企業の経営の健全化が完了した年度の翌年度の9月30日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした経営健全化計画の実施状況及び公営企業の経営の健全化が完了した後の当該公営企業の経営の方針を記載した書類（以下「経営健全化計画完了報告書」という。）を添えて、公営企業の経営の健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該経営健全化計画完了報告書を公表しなければならないものであること。併せて、当該地方公共団体の長は、第一節の二の(一)の区分に従い、総務大臣又は都道府県知事に、当該経営健全化計画完了報告書を添えて、公営企業の経営の健全化が完了した旨を報告しなければならないものであること。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならないものであること（健全化法第27条第1項）。
- (二) 都道府県知事及び総務大臣は、毎年度、(一)により受けた報告を取りまとめ、その概要を公表すること（健全化法第27条第2項及び第3項）。